# 阿波の自治











公益財団法人 徳島県市町村振興協会 編集·発行

2018 **Vol.93**  2 巻 頭 言

### 新しい時代に向かって、 「オールまつしげ」で取り組むまちづくり

松茂町長 吉 田 直 人

6 集 1

### 一般社団法人イーストとくしま観光推進機構について

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

事務局次長兼観光地域づくり事業部長 加 藤 泰

14 集

### 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局長(つるぎ町商工観光課長)

大 西 裕 司

18 地方自治雜問

### 「徳島県庁」での勤務を通じて

徳島県政策創造部地方創生局長 渡 邉 峰 樹

20 計

### 地方創生の動き

### 「『美馬に夢ひらく』アクティブライフ推進特区」 事業 「美馬市生涯活躍のまち」 構想の推進に向けて

美馬市市民環境部移住・定住促進課課長補佐 井 口 明 典 …… 20

研修生だより

回想~市町村課での一年~ 阿南市総務部税務課課長補佐 石 山 博 章 … 22

研修から得たもの <sub>三好市立三野病院主任主査</sub> 岡 本 孝 …… 24

### 市町村情報

### アカデミーリポート

### 「自治体ファイナンス基礎講座」を受講して

徳島市会計課係長 佐々木 久 典 …… 26

### トピックス

県内市町村の新しい事業等を紹介する新コーナー「トピックス」を新設しました。

### 30 実務コーナ

### 公職選挙法と政治資金規正法の寄附の禁止等について

市町村課主事(行政担当・選挙管理委員会事務局主事併任) 西 川 光 利 …… 30

### 人口減少を見据えた定員管理計画について

市町村課主事(行政担当) 飯 田 真 規 …… 34

### 地方公営企業の経営改革について

市町村課主事(企画財政担当) 伊 月 貴 史 …… 38

### 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

市町村課主事(企画財政担当) 住 友 広 平 …… 42

### 離島振興について

南部総合県民局地域創生部主事(地域振興担当) 田中和彦 … 46

こちら編集部 …… 50



### ■表紙写真 北島町

- 1 百手堤防
- 2 サンフラワードームと蓮の花
- 3 ひょうたん夏まつり
- 4 天満神社の獅子舞
- 5 チューリップと風車



## しい時代に向かって、 「オールまつしげ」で取り組むまちづくり

めに

先人から数えて十六代目となる町長しかし、私は、昨年の夏、明治の

す。 町の大型商業施設に見劣りしていま がっています。幸い、工業団地など 耕作放棄地の増加や漁村の衰退に繋 農業・漁業といった一次産業は、厳 ピークとして人口が減少しつつあり 単ではない」と考えるようになりま すると、これからの町政は「そう簡 の二次産業は堅調ですが、三次産業 しい産地間競争の中で苦しんでおり 転入増は見通せない状況です。また、 沿岸部の宅地開発が低調なことから、 した。本町でも、平成二十六年を に就任し、改めて町政の課題を精査 (小売り・サービス業) は、 近隣市

二歩、三歩、…」と上積みを図らな従来のまちづくりから「更に一歩、

ると感じたのです。ければ、松茂町の自立は覚束なくな

松茂町長

吉

田

### り」に必要なものこれからの「まちづく

今、私の政策の柱は、先代町長の 時代からの取り組みを継承・発展さ 時代からの取り組みを継承・発展さ 時代からの取り組みを継承・発展さ 世た①防災・減災対策と、②教育環 世た①防災・減災対策と、②教育環 世の活躍と、④スポーツの振興、こ

安心」や、「暮らしやすさ・住みやの日々の暮らしの基本となる「安全・育環境と子育て支援の充実は、町民

まず、①防災・減災対策と、

② 教

員を派遣して学習習慣の定着を図る 報通信技術を活用した教育方法)の 中学校における防災教育の充実など すさ」を担保する政策です。 事業などを推進しています。 いわゆる「放課後学童」に学習指導 設備を小・中学校に整備する事業や、 教育や子育てでは、ICT教育(情 が主なものとなっています。また、 害後の復旧・復興に資する事業)、小・ 規模水害等から公用車等を守り、災 から機動的に使用できる財源三億円 規模災害対策基金の新設(発災直後 の確保) や、役場駐車場の立体化 (大 防災・減災施策を手がけており、大 私も、町長就任直後から、多くの

他方で、③高齢者・女性の活躍と、

います。 ④スポーツの振興は、 の政府スローガン風に言い換えると な ると、これからのまちづくりに必要 策であり、 を迎える中で、 「地方創生」そのもの)だと考えて への愛着・誇り」等を醸成させる政 「楽しみ」「暮らしの潤い」や「地域 「上積み」 冒頭の問題意識を踏まえ に相当する政策 町民の「生きがい」 人生百年時代 作今

そこで、

平成二十九年の十二月議

災害時に地域防災の拠点となる松茂町役場

した。 の組織 いたのでは、 役場職員の発想・考え方に囚われて な事業展開ができないと感じていま (部局・課・係) 斬新な発案や、 の枠組みや、 機動的

ハウの少ない弱点であり、

従来から

職員の意識に変化を促すこととしま 提出し、 した。幸い、 ことによって、 会に松茂町課設置条例の改正議案を 大胆な機構改革を実施する 議員各位のご賛同も得 組織の枠組みや役場

今までの町役場の仕事の中ではノウ

ところが、

こうした地方創生は、

スタートと共に、私が描くまちづく うことになりました。 未知なる仕事へチャレンジしてもら りの推進役「チャレンジ課」が発足 て 平成三十年四月一日、 文字通り (役場職員にとって) 新年度の

### 議論から 「まちづくり会議」 の

あふれる町民の皆さんを集い、 さっそくチャレンジ課では、 意欲

5 生経験が異なる や性別、職歴、 議を通じて、 求しています。 新事業について、 取り組みや、 地域を活性化する ソフトの両面から 人々が侃々諤々のホスカカカが、が、 本町の可能性を追 流人口増に繋がる )人口增、 論を交わしなが 本町の地方創 また交 年代 将来 会

開催し、ハード・ ちづくり会議」 を

L١

います。

生を研究しているのです。 私の掲げる

少しずつ変化しているように感じて Sサイトの運営・情報発信方法など ③高齢者・女性の活躍に関わります れ伝わって、 熱意が直接・間接に役場職員へも漏 た会議を重ねるにつれて、 物や体験型観光の魅力を伝えるSN 型観光の推進、 うした農地で収穫体験が出来る体験 市民農園等で育てた野菜や果物を販 売できる直産品販売所の開設や、 私の直感的な思いですが、こうし その一例を挙げると、 議 論 地域の高齢者や女性が家庭菜園 研究されているようです。 職員の意識や感覚も、 また新鮮な野菜・果 参加者の そ

### チャレンジは他にも

既存組織や職員に求めています。 年度から私は、 定管理者制度」 営から、 運営方法について、 表的な事例を二つ紹介しましょう。 チャレンジ課の他にも、 つ目は、 民間の専門業者による「指 町の体育施設の管理 様々なチャレンジを へ移行することにし 教育委員会の 平成三十



多くの町民が参加した「第1回 まちづくり会議」 (平成30年8月開催)

ません。 大きな違いと意味があります。 する指定管理者制度は、 自体はさして珍しくもないかも知れ くの自治体で導入されており、 指定管理者制度は、これまでも多 しかし、今回、 その理由に 本町が導入 それ

興によるまちづくりへとチャレンジ 的とする場合が多いのですが、 する施策を通じて、町民スポーツの しています。 導を全面的に押し出し、 専門業者のスタッフによる専門的か 目指しているのです。来年度からは てきたことから、そこからの脱却を る低コストの「貸し館業」で管理し の体育施設はこれまで臨時職員によ していきます。 充実と発展、更には④スポーツの振 を最大限にアップすることを目標と つプロフェッショナルなスポーツ指 に代表される管理コストの削減を目 これまでの事例では、 指定管理者制度へ移行 施設の魅力 職員人件費 本町

しぇ」の開催です。 続く二つ目は、「まつしげまる

住町など、各地で開催されています 「マルシェ」は、 フランス語で「市場」 近年、 徳島市や藍 を意味する



8月に開催 した第1回 「まつしげ まるしぇ」

出展者がエ 夫して野菜や 日用品など、 様々な品物を 販売しました。

えました。 取り組むべきチャレンジであると考 の関心も高く、 会議」のテーマに挙がるなど、町民 本町でも直産品販売が「まちづくり まちづくりのために

見されましたが、出店者は皆、 月二十八日に開催しました。 の試みであったことから、 るしぇ」を八月二十六日に、 団体に声をかけ、夏の「まつしげま チャレンジ課が町内の事業者や各種 まずは、 町役場の産業環境課と 課題も散 秋を十 初めて まず

> ぶことができました。 も悪くも開催のためのノウハウを学 まずの売り上げで好評であり、 良く

> > 「オールまつしげ」

地方創生」実現の要は

げまるしぇ」になり、 観光客が集う場になると夢見ていま は います。 常設の物産販売所の議論もなされて 吉野川河畔に程近い公園を活用した 今、「まちづくり会議」 毎週末の土・日曜日が「まつし 将来、それが実現した際に 多くの町民や では、 旧



長原漁協の ブースには、 松茂近海で獲 れたチヌ (ク ロダイ) やス ズキが並びま

### した。▶

を変え、 安全・安心といった基本政策の上 方創生となるだけに、 ンジの連続であったと感じています。 町長に就任した昨年の夏から今日 どの様な上積みを展開するべき 町民を巻き込んだ取り組みを継 その上積みこそが、 日々、私自身も新しいチャレ 職員の意識変革を促しなが 私自身が視点 松茂町の地

続してきました。 全てはまだ緒に就いたばかりで、

て

農業や漁業と観光を組み合わせ

と考えています。

常設の ていきたいと思っています。 事業化、そして物産販売所 目標として、旧吉野川河畔の公園の クしてきます。まずは、 「まちづくり会議」 『能性)を考えると、何ともワクワ -備や試行の段階に過ぎませんが、 諸事業の将来性 「まるしぇ」) での活発な議 (潜在的な発展 の整備を進 数年以内の (言わば

一次産業の新たな活路とし

事例ではありますが、東京から百キ らず手応えを感じています。 テーマパーク」が年間来場者数十万 にサツマイモの産地) 口圏内の茨城県行方市 .施設を再利用した「体験型農業 商工会に働きかけて試験的に体験 参加者の評価も上々で、 漁業のツアーを実施したとこ では、 遊休公

た体験農業・漁業を事業化してみた 今年九月、 (本町と同様 少なか 関東の 松茂 と考えています。 圏内にあり、

です。 組織の在り方も課題になるでしょう。 前へ進めるためには、アイデアに溢 とはいえ、 実行力のある人材の確保が必要 また、そうした人材を束ねる 松茂は小さな町ですから、

体験農業・漁業の可能性が高いもの となっています。阪神圏から百キロ 人を超える集客施設となり、 加えて空港がある本町もまた、 高速道路アクセスに恵 大人気

最後に、こうした事業や可能性を

組織といっても観光協会すらありま 必要がありそうです。 せん。ここにもまた、チャレンジの 人材には限りがありますし、

現状、

町内の人材をフル活用した「オール 実現するためには、 の高い町民がまちづくりへ参画する まつしげ」の枠組みがあってこそ 新しい時代に向かって、地方創生を 仕組みを構築したいと考えています。 力を最大限に活用しながら、 だからこそ今、私は役場職員の 実現へ繋がると信じて 役場だけでなく 専門性 能

いるからです。





試験的に実施した「体験農業 漁業ツア (漁港でシラスの水揚げを見学〔写真上〕 蓮田でレンコンの収穫体験〔同中〕をし、 した後 最後は試 食会〔同下〕を行いました。) 主催:松茂町商工会

# 般社団法人イーストとくしま観光推進機構について

般社団法人イーストとくしま観光推進機構

事務局次長兼観光地域づくり事業部長 加 藤

1 はじ めに

域の観光の課題、 〜しまり Management/Marketing は Organization) の開設までの経緯、 業務を開始しました。本稿では、 徳島駅クレメントプラザ五階に事務所を開設し、 化と、住民の愛着や誇りを醸成する豊かな地域 の取り組みについて紹介したいと思います。 社会の実現を図るため、 (以下、「イーストとくしまDMO」という。) 徳島県東部圏域十五市町村と民間企業が連 般社団法人 観光消費額の増加による地域経済の活性 イーストとくしま観光推進 DMOのミッション及び今後 平成三十年四月二日に 徳島県東部圏 イーストと

### 2 **D** 開 1 設までの経緯 ーストとくしまD M 0

います。 らし地域を活性化する原動力として期待されて 光振興は交流人口を拡大させ、 の最重要課題である 近年、 人口減少・少子高齢化に直面する日本 「地方創生」 経済効果をもた において、 観

国は「明日の日本を支える観光ビジョン」

に

した。 千万人、二〇三〇年に六千万人にすることを目 ど、インバウンド観光が飛躍した一年となりま 行者数が過去最高の二千八百万人を突破するな 標に掲げるなか、二〇一七年は、 おいて、 訪日外国人旅行者数を二〇二〇年に四 訪日外国人旅

げて観光産業を日本の基幹産業に育てることで ビーW杯」、二〇二〇年に開催される「東京オ 活性化へ大きな好機を迎えています。 観光を軸とした外貨獲得による国全体での経済 リンピック・パラリンピック」に向け、 また、二〇一九年に日本で開催される「ラグ 国を挙

場が想定されています。 の開催地が大阪市に決定し、 定であり、二〇二五年には「国際博覧会(万博)」 ズゲームズ」が徳島を含む関西で開催される予 さらに、二〇二一年に「ワールド・マスター 二千八百万人の来

性化が期待されています。 国内外からの観光客誘致の取組みによる地域活 をはじめとする歴史・文化など、独自の魅力的 り」、「お遍路」、「阿波藍」、「阿波人形浄瑠璃 の土柱」など雄大で豊かな自然や、 においても、「吉野川」、 な地域資源を観光地経営の視点に立って活用し、 このような状況のもと、この徳島県東部圏域 「鳴門の渦潮」、 「阿波おど 「阿波

> なりました。 チームを通じた各種支援メニューの提供や総合 域連携DMO)として登録され、 〇」を設立し、 き出す観光地域づくりを推進するための 域の官民が一体となり、地域の 的なアドバイス等を受けることができるように 観光庁が定める「日本版DMO候補法人」(地 ストとくしまDMO」が発足いたしました。 つつ、顧客ニーズに基づいた観光戦略を策定し、 着実に実施していくための組織として、「イー こうした取組みを進めるため、 また、当法人は平成三十年七月三十一日付で 多様な関係者と合意形成を図り 関係省庁支援 「稼ぐ力」 徳島県東部 D を引

な活動に取り組んでまいります。 地経営」の舵取り役として貢献できるよう様 けることができる「日本版DMO登録法人」を 目指して、引き続き、徳島県東部圏域の 今後は、候補法人よりもより手厚い支援を受

※日本版DMO登録制度とは、観光庁を登録主 いう。) す 得る法人(以下「日本版DMO候補法人」と 係省庁から支援を受けることができる制度で びこれと連携して事業を行う関係団体が、 体として、日本版DMO及びその候補となり を「登録」し、 登録を行った法人及 関

泰

### ・般社団法人 イーストとくしま観光推進機構について

### (資料①)

徳島県東部地域の観光の現状 (観光地としての知名度/存在感) 徳島県東部地域を観光旅行をしたことがない理由 (n=978人:徳島県東部地域を観光旅行したことがない人が対象) 30% 徳島県東部地域のことをよく知らなかった 42.3% そもそも旅行先という認識がなかった 行くのに不便に感じた 17.9% 旅行先を選定するとき他地域の方が魅力的だった 16.8% 徳島県東部地域を観光旅行 したことがない理由では、 見どころが少ない印象だった 「徳島県東部地域のことを よく知らなかった」「そも よく知らなかった」「そも そも旅行先という認識がな 何があるかは知っていたが行きたいところがな… 3.7% かった」が大部分を占める 食・グルメに魅力的なところがなかった 泊まるところに魅力的なところがなかった その他 3.6% 出典:㈱日経BP「徳島東部地域 観光調査」 (2017年) \*対象は徳島県外の一般人(東京、大阪・兵庫、岡山・広島、四国3県在住者)

60%

49.9

52.2

49.8

57.2

80%

観光旅行者からは、 徳島東部地域の宿泊

施設、移動手段に対

する評価が低い。

66.1

■とても…

■まあ満足

70.1

### 3 徳島 県 東 部 巻 域 の 観 光 の 課 題

との回

答が上位を占め、

観光にお

て

徳島県東 (資料①

ます。

部圏域の存在感が低いことが窺えます。

1

### 既存観光地の集客力はピー 既 の知名度と存在感の低迷 存 観光地の 集客力の -ク 時 (低迷、 から 観 の伸び悩 光 地 ح h

でいます 説識がない また、 観光 しな アンケ L١ (四二%)、「よく知らない」(四十% 理 由 İ · 調 査で 「そもそ は も観光 徳島県東部圏 ル地とい 域 う

0

2 分であり、 宿泊施設、 県外の旅行関係事業者等への 一次交通が質・ 量ともに不十

により、 泊施設が質・量ともに十分とはいえず、 ピールも不足 旅行会社が徳島県 っます。 。 東部圏 上記の理由 分で、 域の滞留 など 時

次交通や道路網の整備などが不 移動手段に課題があり 旅行者

### (資料③)

(資料②)

質的な評価

食べ物 (n=767)

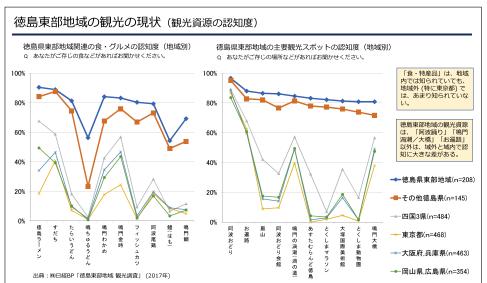
お土産(n=761)

宿泊施設(n=645)

移動手段(n=743)

参加・体験イベント

観光スポット(n=760)



徳島東部地域の観光の現状 (項目別満足度)

徳島東部地域を観光旅行した時の項目別満足度(とても満足+まあ満足)

出典:㈱日経BP「徳島東部地域 観光調査」 (2017年) \*対象は徳島県外の一般人(東京、大阪・兵庫、岡山・広島、四国3県在住者)

40%

20%

が少 度が低くなっ 分であり ないです。 域間連携や官民連携を推進する体制 観光資源を十分に活用しきれてい 坳, ています。 域 特に徳島 外で認知され の食 (資料③ てい グ る食 な 特産品 が不十 の 11 認

地域間連携や官民 連携体制 が不十二 分

3

を長くするツアープランを組みづらくなって (資料②)

### 一般社団法人 イーストとくしま観光推進機構について 特集1

### 課 題 解決 の 3 つ ഗ ポ

イ

4

### 1 情報発信の強化

ですの ことで、 ションを工夫する必要があります。 認知されていないのであれば、 で、 徳島県東部圏域に誘客することも可 観光資源の新たな見せ方とプロモ 知 つ Ť もらう

### 2 誘客、 送客の促進

の利便性向上策の検討などが必要です。 るため、 宿泊施設、 ×レンタカーの活用による交通・宿泊施 既存インフラ ×「おもてなしタク 二次交通が質・ 量ともに不十分で

### 3 観光地域づくり

なります。 食の素材に対する評価も高い るためのネットワー ニーズに対応した個性的な観光地としてPR 特産品を起点とした観光地域づくりも必要 テーマ別やエリア別の連携によって、 ク作りが必要です。 ため、 食 (グル・ 様 また、 人

### (資料④)

加え、 地域の魅力を再発見・再確認する取組みを通じ 人々 を生む効果が期待されます。 2 しっかり伝えることは、 地 が、 元の人が来訪者へ自分たちの 飲食や土産品の購入 地域に対する住民の愛着や 観光客に対するおもてなしの向 来訪者の満足度向上に 宿泊などの D Μ 地域 誇り 0 ij  $\mathcal{O}$ ഗ の価値を 地域の |消費 醸 上や、 成

を増や-

観光消費額を増加させ、

観光を地

(資料④)

意形成を図 磨き上げ、 光資源の洗練

[りながら、

徳島県東部圏域の宿泊者数

情報発信を効果的に行い、

関係者と合

1

観光消費額の増加による地域経済の活性化

十五市町村と民間企業が連携し、

観

強化と埋もれた観光資源の発掘

MOは、

5

D

M

O の

ツ

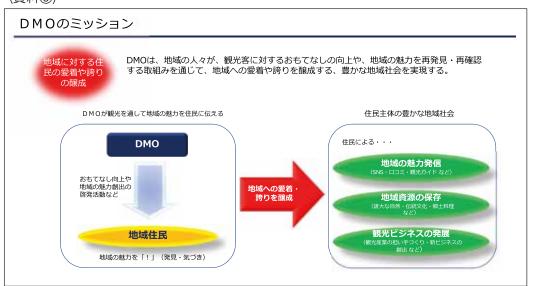
シ

Ξ

経済の成長エンジンに変えていきます。

### DMOのミッション DMOは、15市町村と民間企業が連携し、観光資源の洗練・強化と埋もれた観光資源の発掘・磨 観光消費額の増 き上げ、情報発信を効果的に行い、関係者と合意形成を図りながら、徳島県東部圏域の宿泊者数を増やし、観光消費額を増加させ、観光を地域経済の成長エンジンに変えていく。 加による地域経 済の活性化 DMOが地域をマネジメントし、地域と観光客をつなぐ 商工業 旅行業者 金融 商品造成 地域住民 受入環境 整備 新たなビジ **DMO** 観光客の呼び込み

### (資料⑤)



ンツの付加価 光コーディネ を図ります。 ズで開催 て 社会の 地域 へ の 実現を目指 愛着や誇り 東部圏域で提供 値を向上させ、 (資料⑤ ター養成講座\_ じます。 を醸成する、 ま 観光消費額の される観光コンテ た、 を全六回シ 、今年度は、 豊かな地 拡 ij 観

ンドの誘客を促進します。

な観光資源の発掘及びイン

バ

国

人の趣

味趣

向にマッチ

た新

を聴取し、

分析することにより

### -般社団法人 イーストとくしま観光推進機構について

-ドバッ

クすることにより

(資料⑥)

東部圏域

、の誘客を促進します。

光コンテンツを磨き上げ、

徳島

6 取 I) D 組M 0 の 今 後 **D** 

民間 の方々を中心 モニター ・ツア 起こし、 に地 稼 ı ぐカの ഗ 域 実  $\mathcal{O}$ 

み作りを目指す「ワー スター コンテンツの開発、 な資源や人材の掘り 1 が十五市町村で九月 しました。 一部は先に キング

観

様

から

(資料⑥)

ではの視点で興味を持ったポイン

集することにより、

外国人なら

外国人留学生等を併せて

共通 ●モニターツアー運行パス会社:ことでんパス、徳島パス ●旅行代金に含まれるもの:日程に明示した入場料、食事、運送機関の運賃・料金 ●旅行代金に含まれないもの:自宅から発着地までの交通費・宿泊費 ※写真画像はすべてイメージです。

ンツを体験してもらうため、

秋には市町村ごとの観光コンテ

市町村を巡るモニターツア

施し

うます。

モニターツア

参

のアンケー

を分析し、

各

施

設 加 を 現状や課題、

将来像に併せて設定

んなり、

それぞれの資源や人材、

取り組むテーマは市町村ごとに

しています。







### 一般社団法人 イーストとくしま観光推進機構について 特集 1



### 特集 1 ● 一般社団法人 イーストとくしま観光推進機構について



## ②鳴門市「インバウンドの誘客推進

テーマとして取り組みます。バウンドの誘客推進をワーキンググループのいることを地域活性化のチャンスと捉え、イン鳴門市は、訪日外国人旅行客が年々増加して

の誘客促進に生かしていきます。とともに、モニターの皆様の声をインバウンド者が増加傾向にある観光地を楽しんでいただく際美術館、一番札所霊山寺等、訪日外国人旅行また、モニターツアーでは、渦の道や大塚国

を目指します。

見直しや免税店の拡大による観光消費額の

増

具体的には、

土産物屋やホテルの決済方法

の通りです。 各市町村のワーキンググループのテーマは次 (2) 各市町村のワーキンググループのテーマ

## ①徳島市「宿泊者数の増加に向けて」

発信し、来訪へのきっかけづくりを行ってまい徳島県の宿泊者数は近年、全国最下位となっています。おり、徳島市においても、年間を通じた宿泊でおり、徳島市においても、年間を通じた宿泊でおり、徳島市においても、年間を通じた宿泊では、全国最下位となっています。

たテーマに取り組みます。感できる「周遊船」に自慢の「食」をプラスししめる「阿波おどり会館」や水都とくしまを体思っていただけるよう、一年中阿波おどりが楽思コターツアーでは、徳島市に宿泊したいと

ります。

## ③小松島市「小松島市の魅力を高める観光資源

グループを展開していきます。などの観光振興を図ることを目的にワーキング「食」と、豊かな自然と文化を生かした「体験」小松島市ならではの特色ある食材を生かした

品の造成に力を入れていきます。 具体的には鱧のブランド化や特産品、旅行商

の造成に生かしていきます。ともに、モニターの皆様の声を今後の旅行商品ど、小松島市内のツアーを楽しんでいただくとルオープンした「あいさい広場」での買い物なモニターツアーでは、今年四月にリニューア

## ④吉野川市「既存の観光資源のブラッシュアッ

います。 探検隊を中心に、地域おこし活動に取り組んで 吉野川市美郷地区はNPO法人美郷宝さがし

足や高齢化が否めない状況です。 しかし、過疎地域ということもあり、人手不

いきます。 継承できる仕組み作りをテーマとして展開してきる窓口を設けて、知恵、伝統、文化を若者にそこで、ワンストップ機能や多言語対応がで

意見を商品の改良に生かしていきます。楽しんでいただくとともに、モニターの皆様のモニターツアーでは、既存の体験型ツアーを

## 内谷川周辺の活性化」 ⑤阿波市「御所のたらいうどんを活用した宮川

阿波市土成町の国道三一八号沿いにある、た「イード・インドー

ています。
ています。
には、の空間づくりをしていきたいと考えである。
の空間づくりをしていきたいと考えがもよし、の空間づくりをしていきたいと考えがもより、の空間がら、聴きながら、うどんをというどん専門店。店内に入ると日々の忙しさ

だきました。 験的に宮川内オリジナルスイーツをご賞味いただき、食事時以外の集客力を高めるために、試モニターツアーでは、お店に足を運んでいた

## ⑥勝浦町「交流人口・関係人口の拡大.

多様なイベントが毎月行われています。 勝浦町では、ビッグひな祭りをはじめ、多種

機能がなく、課題となっています。しかし、勝浦町には観光のワンストップ窓口行われ、交流人口・関係人口を増やしています。ふれあいの里さかもとでは体験型イベントも

造成にも力を入れていきます。

プ」を開催し、同時に新たな体験型旅行商品のることが可能かを検討する「ワーキンググルー三者が協力して、ワンストップ窓口機能を設け三者が協力して、ワンストップ窓口機能を設けっため、機構、勝浦町、勝浦町地域活性化協会の今回、さらなる交流人口・関係人口の拡大の

した昼食をご賞味いただきました。で、テラリウムづくり体験や地元の食材を使用でニターツアーでは、ふれあいの里さかもと

した。

## ⑦上勝町「情報集約一元化と更なる魅力発信.

資源に溢れています。また、町内は多くの起業に加え、アウトドア・アクティビティなど観光上勝町は樫原の棚田や山犬嶽といった観光地

目指した取り組みも行っています。家でにぎわいがあり、持続可能なまちづくりを

対し、情報集約の一元化と更なる魅力発信をワーキンググループにおいては、この課題にいては、情報の集約面で課題があります。しかし、こういった観光資源や取り組みにつ

きたいと思います。テーマに関係人口の拡大を目的に取り組んでい

モニターツアーでは、月ヶ谷温泉や、ヤッホ

**⑧佐那河内村「関係人口拡大に向けた観光まち**ツアーを体験していただきました。

## ③佐那河内村「関係人口拡大に向けた観光まち

市でのショッピングなどを体験していただきまーニターツアーでは、キウイ収穫体験や産直いくことから取り組んでいきます。在住者を主なターゲットに、田舎暮らしを体験口となり得る方々の裾野を広げるために、都会「ワーキンググループ」においては、関係人

## ⑨石井町「石井町魅力の観光コンテンツをどう

壌や良質な水により農産物の栽培に適した町で石井町は温暖な気候と吉野川流域の肥沃な土

### 特集 1

の供給基地となっています。 町の花をイメージした藤野菜など新鮮な野菜 す。

様々な開発が行われ発展し続けています。 近年は、 ベッドタウンとしての機能も高まり、

ターの皆様の声を生かしていきます。 に新たな観光コンテンツを創出できるようモニ ていただくとともに、「ベッドタウン石井町. モニターツアーでは石井町の食、 歴史に触れ

### ⑩神山町 り~町を訪れた人への案内機能の強化と観光 ハブ拠点の設置~」 「関係人口増加に向けた観光まちづく

り組みに関与したいと何度も町を訪れてくれ 者からは、視察に来てくれた人が地域の人と交 プレワーキンググループを開催しました。 る「関係人口」を増やしていくことをテーマに、 しい!といった積極的な意見が出ました。 ストップで提供できるコンシェルジュ機能が欲 流する機会が少ないことや、町内の情報をワン 神山町では、町のファンとなり、 地域の取

起こしていきたいと思います。 連絡を密に取りながら、具体的なアクションを 観光ハブ拠点の設置に向けて、地域の方々との 今後は、町を訪れた人への案内機能の強化と

## ⑪松茂町「体験型観光コンテンツの磨き上げ」

として取り組みます。 ツの磨き上げ」をワーキンググループのテーマ 光客の誘客を図るため、 松茂町では、 着地型旅行商品の開発による観 「体験型観光コンテン

て

また、 モニターツアーでは「レンコン堀り」

> 声を体験型コンテンツの造成や食の開発に生か 収穫した食材を使用した「スペシャルランチ」 等の農業体験や「しらす漁」等の漁協体験の後 してまいります。 をご賞味いただくとともに、 モニターの皆様の

### ⑫北島町「ベッドタウン北島で観光資源 人、可能性)を見つける。つなぐ。 創る。」 (素材、

取り組んでいきます。 通して、空いている古民家を活用することから づくりに携わる人や、ものづくり体験プランを 能性を探り、広げることからスタートします。 光客に気軽に立ち寄ってもらうための観光の可 とから、これまで、 まず、地元の食材を使った料理や地域のもの 北島町はベッドタウンとしての機能が高いこ 訪れていただけなかった観

ります。 ていただくなど、今後の観光資源のヒントを探 に、阿波の伝統「遊山箱」を紙で作る体験をし ランチ、人気スイーツをご賞味いただくととも モニターツアーでは、 地元の食材を使用した

## ⑬藍住町「藍の館の魅力度アップ」

います。 る「藍の館」には年間約三万人の方々が訪れて 取り組んでおり、藍の歴史、文化、 藍住町は藍の魅力を打ち出したまちづくりに 魅力を伝え

満足度、 うな新たなコンテンツや環境を作るなど、「藍 の館の魅力度アップ」をテーマにPR、 そこで、 藍の館でより多くのお金を使いたくなるよ 稼ぐ力の向上を目指します。 町内の人や資源を藍の館と融合させ

> 等をしていただき、 につなげていきたいと思います。 モニターツアーでは藍の館の見学や藍染体験 観光コンテンツの磨き上げ

### 14板野町 掘り起こし、 「町内施設、 開発、 連携 観光コンテンツ、 資源の

を有する板野町。 せび温泉」、四国霊場八十八ヶ所の札所三か所 で、素材を生かした商品も多くあります。 多くの方が訪れる「あすたむらんど徳島」、「あ 春にんじんの出荷量は日本一

思います。 ぶことで、 力の創出、 そこで、 認知度の向上や購買機会の拡大、 個々の施設、 観光客の回遊につなげていきたいと 素材、コンテンツを結 魅

新たな活用展開を探ります。 ただくとともに、事業者連携、 火おこし体験やサイエンスショーを体験してい モニターツアーでは、あすたむらんど徳島で、 各体験プランの

### 15上板町 「技の館周辺の観光集客力向上\_

め体験を行うことができ、さらに周辺には古民 家、歴史民俗資料館など伝統文化が集積してい 板野郡上板町にある技の館。館内では、

目指していきたいと考えています。 それらの横の連携を高めて、集客力の向上を

皆様の声を、 に生かしてまいります。 染め体験をしていただくとともに、 また、モニターツアーでは、「技の館」 今後の観光コンテンツの磨き上げ モニターの で藍

# 「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

### は ľ め 1

1

概要について、 国連食糧農業機関 れている「にし阿波の傾斜地農耕システム」が、 のりや、 にご尽力を賜りました。 ての認定となり、地域は歓喜に包まれました。 認定に至るまでの道のりは容易いものではな AHS) に認定されました。中四国では初め 市・三好市・つるぎ町・ 平成三十年三月九日、 多くの時間を費やしましたし、 「にし阿波の傾斜地農耕システム」 紹介させていただきます (FAO)の世界農業遺産(G 徳島県にし阿波地域(美 ここではこれまでの道 東みよし町) 沢山の方々 で営ま の

2 世界農業遺産 GIAHS とは

ムを、 のか。 制度です。 では十一地域が認定されています。 な農林水産業を営む地域及び農林水産業システ まず、 世界農業遺産とは、 国連食糧農業機関(FAO)が認定する その概要をご説明致します。 世界農業遺産 世界で二十一か国五十二地域、 世界的に重要かつ伝統的 (GIAHS) (平成三十 とは何 日本 な

年七月現在)。 「遺産」と聞くと、 図1 図 2 かの有名な姫路

> 遺産)」 保全する 大きく異なるのは 体何が違うのか。 ものです。では 遺産は似て非なる 界遺産と世界農業 かと存じます。 ジされる方が多い 定する「世界遺産 国連教育科学機関 表されるような 城や白神山地に代 (ユネスコ) (文化遺産、 をイメ 対象 が認 自 1 .然

象とするのに対し、 と「方法」です。 世界遺 物・自然など 「不動産」を対 産 が建

アフリカ

 $\mathcal{O}$ 造

限りなく現状に近い形で保全」していくのに対 応させながら動的に保全」していく「生きた遺 産業システムを、 対象となります。 世界農業遺産は農業とそれを取り巻く人、 世界農業遺産は 景観などを含む「農林水産業システム」が また、世界遺産は「不動産を 様々な時代や環境の変化に適 「人々の営みである農林水

の五つの基準と保全計画に基づいて評価されま

世界農業遺産申請地域は、

FAOが定めた次

であると言われています。

これらの条件を全て満たした地域及びシステ

世界農業遺産に認定されるのです。

ムが、

世界農業遺産認定地域 世界で21ヶ国52地域、日本では11地域が認定されています(平成30年7月現在)。 イタリア(1) スペイン(2)ティニシア(1) 中国(1) ボルトガル(1) イラン(1) 中国(1) モロッコ(1) イラン(1) パンガ アルシェリア(1) エシブト(1) パンド(3) 中国(15) 日本(11) パングラデシュ(1) 対シコ(1) クィリピン(1) ケニア(1) タンザニア(2) スリランカ(1) ~ (I) - J(>

農林水産省『世界農業遺産とは』 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs\_1\_1.html) 世界農業遺産認定地域

国内の世界農業遺産認定地域 (※カッコカは日ま年月) 新潟県佐渡市 石川県能登地域 岐阜県長良川上中流域 宮城県大崎地城 静岡県わさび栽培地域 徳島県にし阿波地域 静岡県掛川周辺地域 大分県国東半島宇佐地域 和歌山県みなべ・田辺地域 (平成27年13月) 熊本県阿蘇地域 宮崎県高千穂郷・椎葉山地域

農林水産省『世界農業遺産とは』 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs\_1\_1.html) 国内の世界農業遺産認定地域 図 2

徳島剣山世界農業遺産推進協議会事務局長 (つるぎ町商工観光課長) 大 西 裕

미

面

を造らずに傾斜地のまま畑作を中心とした農

傾斜地での農業は、

段々畑や棚田の様な水平面

当地域では水平

を形成して農業を行いますが、

よっては斜度四十度にもおよびます。

一般的に

場所に

アゲ」作業

持ち上げる

す。

からなります。

当地域の標高約百~九百メート

徳島県にし阿波地域は、

徳島県西部の

市

う土は、

「サラエ」

(美馬市・三好市・

つるぎ町・

東みよし

町

の山間部には、二百以上の集落が存在してい

いずれも急峻な傾斜地に位置し、

農業を営むことになったのか。

業を行っています。

何故、

敢えて過酷な環境で

地には、

んでいます。

クジュソウ

説には、

### 特集 2 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

3 システム」 に 阿 波 の 傾 地

## 耕

FAO が定める世界農業遺産5つの認定基準と保全計画 申請する農林水産業システムは、地域コミュニティの ①食料及び生計の 保障 食料及び生計の保障に貢献するものであること。 申請する農林水産業システムは、食料及び農業にとって世 ②農業生物多様性 界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。 地域の伝統的な知識システムが、「地域の貴重で伝統的 ③地域の伝統的な な知識及び慣習」、「独創的な適応技術」及び「生物相、 土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理シス 知識システム テム」を維持していること。 ④文化、価値観及 申請する農林水産業システムの関連した文化的アイデン び社会組織 ティティ及び風土が、地域に定着し、帰属していること。 ⑤ランドスケープ 人類と環境との相互作用を通じ、長い年月をかけて発 及びシースケー 展してきたランドスケープ及びシースケープを有する プの特徴 こと。 システムの持続性 申請地域は、農林水産業システムを動的に保全するた のための保全計画 めの保全計画を作成すること。

でも流 ど 様 ありま を柔らかくし 抑制するほか、 に流れ出るの 風雨で土が下 乾燥を防ぐな 々な効果が す。 れてしま それ 土 た を

れる円錐状の形に組んで乾燥させ、

からカヤを刈り、

「コエグロ」

(写真1)

と呼ば

刻

んで畑に

いでいます。 種を守り継 夫を凝らしてきました。

まずは、

カ ヤ Þ

(ススキ

応させ、

今

な環境に適

様々な雑穀

ことで様々

もなおその

は

様々な工

の利用です。

「カヤ場」と呼ばれる採草地

傾斜地で農業を営むために、

おります。

たと言われ

入れます。

力ヤに

多様な自然を育 具を用いて土を という特殊な農 2)で回復してい 当システムは、 シコクフ 「ツチ (写真 (写真 採草

シコクフクジュソウと落合集落遠景 写真3



耕作面積を確 の収量を少し ため」であっ でも多くする 農作物 ()

畑よりも広.

コエグロ 写真1

サラエによるツチアゲ作業 写真2

要伝統的建造物群保存地区に指定されています。 どといった人々の営みが創る豊かな景観は 根・干し柿などの干し物文化が昔から受け く一般的ですが、 まいただく「そば米雑炊」 三好市東祖谷の落合集落 本の原風景」「 れています。 統的郷土食や、 食文化も豊かで、 また、 「桃源郷」と称されており、 干し芋・干しゼンマイ・ 他地域からみると) 傾斜畑・コエグロ・石垣 ソバの実を粉にせずその (写真3) など (徳島県ではご

独特な伝

ま

写真4

このシステムが四百年以上にもわたって継承 雑穀や在来作物、 伝統行事などが今も 多様な動 は国指定重 ・干し大 植物 特 継

に

されてきたことにより、

採草地の

### 認定 に至 る ま で の 経緯

4

なお人々の手で守られています。

などの加工技術や食文化、

村景観が保全され、

馬市・三好市・つるぎ町・東みよし町・ システム」の世界農業遺産認定を目指して、 戍 二十六年七月、 Ę 阿波の傾斜地 Α 農 美 耕

け継がれてきた在来品種の農作物を、 ビエなどの雑穀 日栽培する 背の低い植物にも日が差すようになるため をはじめとする希少な植物が生育してい 作物ではソバ カヤを定期的に刈り取ることによ (写真4) をはじめ、 ・アワ・キビ・シコク 少量多品 昔から受

馬・JA阿波みよしの六団体で、徳島剣山世界 農業遺産推進協議会を発足させました。 (事務

業など多様な方々に参加いただいています。

(写真5)これまでメディア関係者、

学生、

企

た。

交流などを体験できるツアーを開催しまし

足後、 が準備不足でした。 選ではなく、次点候補ではあるが不足事項が 域への周知不足」が指摘されました。 留保の原因として、「生物多様性の調査不足」「地 あったため留保という形)となってしまいます。 る国内選考に申請しますが、惜しくも留保 同年、FAOへの窓口となる農林水産省によ 間もなくの申請であったため、 何もかも 協議会発

を表明し、指摘いただいた不足事項の改善のた すぐさま二年後の申請に向けた再挑戦の意志 次の取り組みを実施しました。

### 調査していただき、リスト化しました。 波地域の傾斜地集落及び傾斜畑の生物多様性を 生態系調査機関による、 法人四国自然史科学研究センターに、にし阿 四国剣山系の生態系に明るい、特定非営利活 地域の生物多様性調査

## 地域内外への周知のための取り組み

認定後の現在でも、 価値やポテンシャルについて広く知ってもら 地域内外の方々に、「傾斜地農耕システム」 次のように様々な取り組みを実施しました。 当協議会と地域住民や関係機関が連携

ています。 継続して実施され

### 傾斜地農業体験

傾斜地農業や集落 に暮らす農家との す景観を楽しみ、 ステム」が織りな 傾斜地農耕シ

を祈る農耕行事

「お亥の子さん」(つるぎ

貞光小学校)

集落の家々を回って家業繁栄や五穀豊穣

(写真8)

神代踊り」(三好市西祖谷

櫟生小学校

雨乞い踊りをして農作物の豊作を祈る



傾斜地農耕体験ツアーの様子

いただいております。

事を学習プログラムの一環として、取り入れて

講習会等を開催しました。また、伝統的農耕行

化を次世代に継承するため、

学校教育と連携し、

テム」が育んだ農文

「傾斜地農耕シス

産省を通じてFAOへ申請を行いました。

界農業遺産への申請も認可され、 り日本農業遺産に認定を受けました。

同年に農林水 同時に世

書

のイベントを開催し 地でシンポジウム等 をテーマに、県内各 業技術や農文化、 テム」を構成する農 「傾斜地農耕シス 生物多様性など (写真6) 景

写真6

えて、徳島県

林水産部

林水産省へ日本農業遺産

(図3) 及び世界農業

とができるようになりました。

これらの取り組みを経て、平成二十八年、

業団体等が加わり、

多角的に活動に取り組むこ

各市町の民間農

(※注1)といった研究機関、

傾斜畑を、観光農園

つるぎ町猿飼集落の

般開放しました。 として期間限定で一

文化継承事業

楽しんでもらうため 咲く傾斜畑の景観を

そばの花が一面に

観光農園

ゼンテーション審査・現地調査などの度重なる

遺産の認定申請を行いました。書類審査・プレ

審査を経て、平成二十九年三月に農林水産省よ

シンポジウム

(つるぎ町貞光) 写真7

真9) 置した科学助言グ 認定を受けること 三十年三月に晴れ 査が行われ、平成 ループ (SAG) を経てFAOの設 ができました。 て世界農業遺産の により厳正なる審

欠けていたため、 り資金・機動力・ 大学や農研機構 先述の六団体に加 拡充も図りました。 協議会組織体制の 学術的専門性等が を推進するにあた 取り組み 西部総 徳島

写真8 神代踊り (三好市西祖谷)



ローマでの FAO 認定証授与 写真9

鳥獣害」「景観保全」など、

課題は山積みです。 「農業所得の向上」

「担い手不足」

ゃ

認定後には、

一般社団法人そらの郷

地域商

農業・食と観光を結び付けた事業などにも取り

### 特集2 世界農業遺産「にし阿波の傾斜地農耕システム」について

### 5 の 取 ij 組 み に つ 61

日本農業遺産とは 日本原業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を農林水産大臣が認定する制 日本農業遺産認定地域 平成29年3月に、初の日本農業遺産として8地域が認定されました。 新潟県中越地域 宮城県大崎地域 山梨県峡東地域 埼玉県武蔵野地域 静岡県わさび栽培地域 三重県鳥羽・志摩地域 徳島県にし阿波地域 重県尾繋市、紀北町

農林水産省『世界農業遺産とは』 (http://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs\_1\_2.html)

図 3 日本農業遺産とは

### 主な課題と対応策

て

課 題 対 応 策 ・UJIターン就農者のサポート制度の充実 ・地域出身者帰農のための誘致 担い手不足 ·JA女性部など、女性が活躍できる取組の推進 ・企業と連携した、委託や協働型の取組推進 ・ブランド化等による農作物、加工品の高付加 価値化 農業所得の向上 ・都市部等への販路の拡大 ・農泊(農林漁家民宿、体験型教育旅行受入家 庭)体制の充実、受入の増加 防護柵設置の推進 ・モンキードッグの導入 鳥獣害の防止 ・ 獣肉処理加工施設の有効利用 ・ジビエ料理店の設定推進

6 結び

と漕ぎ着けたのですが、

らの協力を得て、

ようやく世界農業遺産認定へ

認定はただの出発点に

地域にお住まいの方々をはじめ、

様々な方か

すぎません。先人たちの英知の結晶である「に

し阿波の傾斜地農耕システム」を、時代に沿っ

バウンド対応のトリプル認定地域です。 どにも認定されている、 観光圏 :(農泊 食文化海外発信地域)(※注3)」 この好条件を活かし、 し阿波地域は、 (※注2)」や「SAVOR 世界農業遺産だけでなく 日本でも数少ない 体験型観光の推進 J A P イン

ともに、世界の食料安全保障と持続可能で公平

た形で動的に保全し、

次世代に継承していくと

な開発への貢献が、

当地域の使命であります。

ていくために邁進して参ります。 )阿波の傾斜地農耕システム」を保全・ 農業的観点以外にも様々な角度から「に

外を広く巻き込んだ保全・

継承体制を敷いて参

地域内

たいと存じます。

なものになりました。これらの多様な協議会構

成団体が積極的に活動することは勿論、

が新たに協議会に加わり、

社阿波ふうど、

美馬・阿波池田青年会議所など

組織体制が更に強固

※注1:農研機構

多様な農業の課題解決と地域の活性化を目指 中山間地及び傾斜地ならびに都市近郊における センターは、近畿中国四国地域の特徴である、 産業技術総合研究機構」。その西日本農業研 を置いています。 正式名称は「国立研究開発法人 研究及び技術開発と普及に取り組んでい 四国では、 主に香川県善通寺市に研究拠点 農業・ ま

※注2:観光圏

魅力ある観光地域づくりを促進するものです。 光資源を活用して、 て、区域内の関係者が連携し、 接な関係のある観光地を一体とした区域であ (観光庁ホームページより抜粋) 観光圏とは、 自 然 観光客が滞在・周遊できる 歴史・文化等において 地域の幅広い観 密

また近年では、インバウンド対応の先進事例と 光圏」として、 して扱われています。 にし阿波地域は「にし阿波〜剣山・吉野 観光庁より認定を受けています。 إزّ

※注3:SAVOR JAPAN

図る地域での取り組みを「SAVOR として訪日外国人を中心とした観光客の誘致 域の食と、それを生み出す農林水産業を核 農泊 食文化海外発信地域 J A P

(農林水産省ホームページより抜粋 にし阿波地域は、 認定第一号となりました。

定する制度を平成二十八年度に創設しまし

A N (農泊

食文化海外発信地域)」

として認

## 徳島県庁」での勤務を通じて

徳島県政策創造部地方創生局長 渡 邉 峰 樹

### はじめに

験させて頂いております。 長寿いきがい課、地方創生局地方創生推進課、 して現在の職務に至るまで、 ますが、この間、県土整備部住宅課、保健福祉部 早いもので県庁生活も既に四年目に突入してい 徳島県庁に赴任したのは平成二十七年五月一日 実に幅広い業務を経 そ

係ない?」ことなどなく、むしろ介護保険制度を りの方から庁内異動の際に「関係のない業務で大 なると確信しています。 あり、この先の省庁勤務においても貴重な財産に 方創生」は、国土交通行政と密接不可分な関係に 口減少の克服・東京一極集中の是正を目指す「地 前提に成り立つ「地域包括ケアシステム」や、 変ですね」などと言われたこともありますが、「関 国土交通省から出向しているからか、時々、周

せていただきます。 今回、 徳島県での「気づき」を中心にまとめさ 「阿波の自治」 への執筆機会をいただい

### 現実を知る機会

県庁はもちろん地方公共団体での業務も初めてで 案はないのですが、 どうするのか?といっても、 することは難しいだろうとも感じました。では、 況と感じましたし、今後もこの状況が劇的に改善 する機会はありましたが、現実はもっと厳しい状 で何役もこなす、といった状況は、以前から耳に 町村では、業務量に比してマンパワー不足、一人 する機会も初めてといってもよい状況でした。市 とお聞きしています。恥ずかしながら、私自身! ら、主に市町村の方々が目を通される機会が多い 覚が沸いてきていました。 お話させていただく機会の中で、 したが、基礎自治体である市町村の行政を間近に 徳島県市町村振興協会発行の冊子であることか 市町村をはじめ現場の方々と 私には難局打開の妙 もう一つ別の感

されていることはないだろうか。\_ 「『都会の視点』に重きを置き、 国の施策が立案

て、うまく機能しているとは言いがたく、

もどか

しさと厳しい現実を知る機会でした。これに限ら

県土整備部での高齢者や子育て世帯など住宅

しまえば簡単なのですが、実践は容易なことでな

切迫した高齢化と過疎化に悩む地域におい

「地域包括ケアシステムの構築」と言葉にして

います。

業者が進出していないため、市及び市社会福祉協 区によっては、例えば県内都市部のように介護事

議会が最後の砦として奮闘していたとも記憶して

保健福祉部で介護保険を担当した際に、三好市

確保要配慮者向けの施策などもそうですが、

国が

ありました。 同行させてい の訪問介護に ただく機会が の中山間地で

況ですが、こ 細い山道を抜 さずに行って れを毎週欠か でも大変な労 移動するだけ 力を要する状 訪問していく 在する民家を けながら、点



本楽寺の枯山水と吉野川 (四国八十八景・美馬市)

いることを目

の当たりにして、これが現実だと強く意識したこ

とを鮮明に覚えています。このような状況故、

地

2018.12 AWA no JICHI No.93 18

いることなのではなかろうか。 いうものが存在するならば、 おき、) もし「都会の視点」 を持って都会といい、 乖離が生じていると感じる場面がありました。 に現場で求められていることの間に、 施策立案側が施策に込めた考え方や効果と、 講じた施策が県内で展開される状況をみて、 「都会の視点」が施策立案過程で優先されて 地方というかの議論はさて と「地方の視点」と その乖離の正体の一 幾度となく 実際 玉 · 何

大事にしたいと痛感した次第です。きものとして、省庁に戻っても、改めてこの点をり、この言葉が施策を立案する上で根底にあるべ当たり前といえば当たり前の考え方ですが、やは県庁でよく耳にする「現場主義・県民目線」。

## 地域づくりを「想像」を超える「創造」力で

された多様なジャンルの人々が神山町に集まり、もが想像だにしない発想をきっかけとして、触発大南さんが提唱された「創造的過疎」。この誰

す。 こそ得られていくものではないかとも考えていまの視点は、地域を熟知し実践の積み重ねがあって稀有でしょう。ただ、「『想像』を超える『創造』力」とても重要ですが、ここまでの存在がいる地域はしたお二人のような地域に輝きをもたらす存在は地に足の着いた地域づくりを進める上で、上述

で、ソーシャルベンチャーという言葉が一般化しが到来する懸念も多方面で示されています。一方によっては自治体機能の維持すら危ぶまれる時代自治体とて、例外なく労働力不足に直面し、地域ひとりで難局打開できる時代ではありませんし、



落合集落(重要伝統的建造物群保存地区・三好市)

問わず一人のスーパーマンの登場を待つことなく うした若い世代を中心とした価値観の転換によっ いにあるはずです ねたチームワークにより生み出される可能性は大 「『想像』を超える『創造』 のではないかとも言えます。 とによって、その可能性は無限大に広がっていく 相互の力を最大限に引き出す最適解を見つけるこ によって異なるはずです。 しているように思いますし、 ねばなりません。 ける行政としての関わり方の最適解を導いていか つつある中、それぞれの自治体が地域づくりにお に「官民連携」が必須とすれば、自治体は、 地域づくりにおける「民」の存在感が高まり 神山町は最適解を導き出し体現 何よりも、 力」も、実践を積み重 この最適解は自治体 そうであるならば、 地域づくり 官民

### 結びに

課題解決のトップランナーとして躍動してきて 感できるものだと思います。人口減少や高齢化な の感覚は、県や市町村であればこそ、 つことの幸せということを実感していました。こ いただき、そして応援していきたいと考えてい 徳島県内で展開される取組みに注目し勉強させて で、これまでも全国にその処方箋を示し、 策がダイレクトに伝わるフィールド ここまで取り留めのない話を書いてしまい 徳島県は全国に先駆けて課題に直面する一方 徳島県庁にお世話になって、 私も徳島ファンのひとりとして、 取り組んだ施 (現場) より強く実 今後とも まさに まし





助成制度チラシ

美馬市市民環境部移住・定住促進課課長補佐

井

明

典

特区」の第三次指定として認定を受け た「『美馬に夢ひらく』アクティブライ する生涯活躍のまち構想の実現に向け フ推進特区」事業が徳島版「地方創生 平成二十九年五月に、美馬市が推進

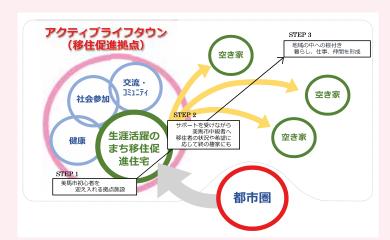
及び「モデル事業プラン」を策定しま 市生涯活躍のまち構想・前期基本計画」 二月、県内市町村ではいち早く「美馬 化させることを目的に、平成二十八年 を都市部等から受け入れ、地域を活性 や経験を持つ「中・高年齢層」の移住 くりを着実に進めるため、少子・高齢 ~一歩先の確かな未来へ~」 のまちづ 美馬市では、「美来創生のまち美馬市 人口減少が進むなか、多様な知識

ドブック、プロモーション動画の作製 具体的には、移住パンフレットやガイ ラン」に基づいた生涯活躍のまちづ 加速化交付金を活用し「モデル事業プ くり事業を本格的にスタートしました。 平成二十八年度には、 国の地方創生

平成二十九年七月には、公募により

を送る上で必要な地元地域との関わり 組んでいます。移住者の方が地域生活 をつなぐ役目を担う「アクティブライ フ・コーディネーター」の養成に取り 主な取り組みとして、移住者と地域 います。 現在、「移住促進拠点」の整備内容を含 多世代に拡大する内容となっています。 シニア世代を中心に子育て世代も含めた を整備する計画となっており、対象を 域交流施設を核にした「移住促進拠点」 移住者と地域住民が共に活用できる地 移住者の住まいや移住おためし住宅 た。また、「モデル事業プラン」につ やニーズ把握に取り組んでまいりまし 談対応など都市圏在住者における意向 向け関係機関・団体との協議を進めて めた具体的な事業計画(案)の策定に いては、美馬市脇町小星地区において、 都市圏での移住フェア・相談会での相 (有) 円満 (徳島市) を選定しました。 「移住促進拠点」の事業運営候補者に

会と連携して取り組んでいます。 の構築を視野に、美馬市社会福祉協議 開する中から、地域包括ケアシステム 地域住民とともに健康づくり活動を展 や生活に必要な各種手続き等の支援と、



### 地方創生の動き



についてです。 を締結している四国大学の「新あわ学 「いきがい支援プログラム」の開発 が取り組む地域研究と連動 美馬市と包括的連携協定 移住者・市民双方を対

研究所」

二点目に、

地区スーパーサテライトオフィスを核 るメニュー構築に向け、 との連携を十分に図りながら進め 移住者・市民双方にとっての 化・伝承等をより深く学ぶことができ たり「売り」 んでいます。 フライフ」を送る環境整備につながる 同大学教職員・学生により取り組 「強み」となるだけでなく 移住者を受け入れるにあ 今後も四国大学 四国大学西部 「アクティ

の 推進

象とした生涯学習講座「みま学講座 の開設に向け、 美馬市の歴史・文

※移住促進住宅は、申込み状況等により段階的に整備します。

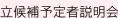
ます。 えています。 制の構築を図っていきたいと考えて と魅力発信を図るため、 る「宿泊」や「体験」のさらなる充実 の認定を受けたことから、 があります。 負担を分散させ、開業促進を図る目的 担が大きく、 れたところであります。 移住・交流の活性化を図る取り組み 市内地域の農地や空き家の活用推進と 農家民泊の開業に取り組むことにより: 市を含む県西部地域が「世界農業遺産」 馬市が先行モデルとして制度化が図 農家民宿」が、県との連携のもと、 についてです。 フシニアの活躍の場をつくるとともに、 地域力」の維持向上につなげたいと考 軒の農家で全てを提供することは負 めるため、 の具体化に向け、 農業体験を地域内で行う「分散型 今後も移住者や地域住民による 役割を分散させることで 本市特区提案の宿泊・食 また、本年三月には、 地域におけるアクテ 地域での連携体 この背景には、 「分散型農家民 地域におけ 本 美

医療施設への就労者に対する賃貸住宅 年齢層まで誰もが健 創設しています。 定住促進事業」など移住・定住に向 購入費を助成する「介護看護人材就労 住施策をリンクさせ、 た美馬市オリジナルの各種助成制 今後も、 また、生涯活躍のまち関連施策とし 美馬市に移住し市登録の介護施設 子どもの養育費、 玉 県 市の各種移住・ 康で安心して生涯 若年層から中高 通勤用自動 度 定 車

活躍できる美馬市づくりに向けて邁

してまいりたいと考えております。







固定資産税係との打ち合わせ

## 〜市町村課での一年〜

### 石 山

博

章

阿南市総務部税務課課長補佐

はじめに

う内示をいただきました。 創造部地方創生局) へ派遣されるとい 島県県民環境部地域振興局(現:政策 島県市町村職員派遣研修生として、徳 の合併協議が進む中、平成十六年度徳 /浦町合併協議会において、 | 市二町 平成十六年、阿南市・那賀川町・羽

町村課財政担当や税政担当などでスキ なく理解していました。 の発展に貢献されてきたことはなんと ルアップを図り、その知識を活かし町 生を派遣しており、先輩方の多くも市 当時、旧那賀川町では、 毎年、 研修

不安が増していくのがわかりましたが で県職員の皆様に迷惑をかけないよう 考えている内に、私のようなキャリア 一年間務まるのか、日を重ねるごとに 内示はいただいたものの、よくよく

> の平成十六年四月一日を迎えることに 月日は留まることはなく、辞令交付式 柄なので記憶が曖昧です。) 私の徳島県庁での一年が始まり (以下、文章は十四年前の事



局市町村課選挙担当に配属されました。 いただき、前期は県民環境部地域振興 行われ、併任徳島県事務吏員の辞令を 研修生と初顔合わせし、辞令交付式が 初日の四月一日は、他市町村からの

二十回参議院議員通常選挙に向けた準 備が進められており、その中へ私が飛 主事、彼らが南部総合県民局に在籍し 二人と後期研修でお世話になった板東 を遂行することができました。 わりながら苦しいながらも楽しく業務 び込むような形でしたが、年齢の近い ら電話対応などをした記憶があります。 連法規や逐条解説などを読み解きなが く覚えると同時に公職選挙法などの関 るよう、県の事務決裁処理の流れを早 らも拝命した以上、微力でも貢献でき 当に配属されたのかと疑問に思いなが ていた時には、 上野事務主任や林主事にいろいろと教 心に、平成十六年七月十一日執行の第 うに記憶していた私は、なぜ、選挙担 大抵、財政担当か税政担当であったよ 当時の選挙担当の体制は林係長を中 旧那賀川町から派遣された先輩方は 私が財政係長であった (この

> た。 ことからいろいろとお世話になりまし

とをよく覚えています。 明や選挙公営の準備、 補予定者説明会での各陣営に対する説 クなど毎日、深夜・未明に帰宅したこ 知識もあまりないまま臨んだ、 印刷物のチェッ

び、今でも実践しています。 えてはならない場合に採る方法だと学 の仕方で突合読み上げ時に「規程=き たが、その方法が正確で一言一句間違 を言っているのかと不思議に感じまし 音の漢字を英語で読むなど、最初は何 ほど」、「規定=きさだ」、その他、 うろこであったのが、読み合わせ作業 この様な日々の業務の中で、目から 同

が忘れられない思い出となっています。 時三十二歳〉)、常時啓発を行ったこと 阿波踊りに参加し(若さを爆発?〈当 るい選挙連(めいすい連)』を編成し、 なり寝たこと。二つ目は、盛夏、『明 は、十一階講堂のフロアに直接横に 告などで未明まで作業が続き、その日 期日の開票事務で国への開票状況の報 つあり、一つ目は前述した選挙の執行 選挙担当当時の大きな思い出は、二

### 後期研修



に当初予算協議ヒアリングや市町村か 東主事に私を含め三人の研修生ととも 変わり、 後期は、 松永係長、 市町村課財政担当へ配属が 阿部事務主任、 板

### 市町村情報

### 研修生だより



明るい選挙連(めいすい連)

種報告のとりまとめ(当時五十市町村 のですが、各市町村から提出された各 で前期の選挙担当ほど苦労はなかった 交付税制度について、知識があったの 分) に苦慮したことを鮮明に覚えてい わずかではありますが、予算や地方

りに感じることもできました。 び税政担当の皆様のご苦労を目の当た う必要があるので市町村課財政担当及 変われば毎年、多くの団体の検査を行 年ごとに検査を受けるのですが、立場 りょう費の算定を中心に検査を行いま 南は現在の美波町へと出向き、道路橋 町村へも訪れ、西は現在の東みよし町 した。市町村では二年ごとあるいは三 これまで足を踏み入れたことのない市 秋から順次行った交付税検査では、

会までの期間が非常にタイトであった の地方財政対策の説明会などのため上 ように記憶しています。当時は国から ントをまとめました。 市町村向け説明 そして後期研修も後半になる頃、 テープ起こしをして概要やポイ 入手した資料を課へ送信し、帰 玉

> が移譲される閣議決定がされた年で 体の改革が推進され三兆円規模の税源 あったと記憶しています。 市町村への税源移譲、いわゆる三位

らの財務に関する質問応答などを行い

ています。 命した現在も役立っており大変感謝し 財政課課長補佐、税務課課長補佐を拝 担当で経験したことは、後に財政係長 後期の半年間ではありますが、 財政

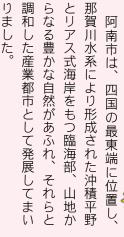
たしました。

### 阿南市について

政における特殊事情等を知ることがで のとりまとめを行う中で、各団体の財 任の補助として特別交付税の基礎数値

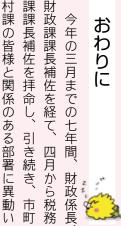
与えられた業務に加え、阿部事務主

き大変貴重な経験をさせていただきま



開催されています。 りました。また、今年度は市制施行 に特色のあるまちづくりを進めてまい 進課」を設けるなど、岩浅市長を先頭 よる活性化を図るため「野球のまち推 くり事業を「光のまち阿南」、野球に 社が製造するLEDを活用したまちづ 六十周年の節目の年で各種記念行事が 近年では、市内に本社を置く化学会

れを取りに是非、阿南市へお越しいた 巡ったあと、かもだ岬温泉で日頃の疲 にした、さまざまな魅力の観光名所を だけたらと思います。 四季折々の海、 Щ 川の風景を借景



たのが事実です。 戴し、快く引き受けたものの、さすが に十四年の月日は長く、当時の記憶も 大半が薄れ、なかなか、筆が進まなかっ 先日、「阿波の自治」原稿依頼を頂

を納めることができました。 ことに当時の記憶が蘇り、なんとか筆 しかし、不思議なもので筆を進める

申し上げます。 忘れにならず、今後とも私ども市町村 進み、腰痛や膝の痛みなども出てきま に対するご指導を賜りますようお願い におかれましても、お身体のケアをお した。多忙を極める地方創生局の皆様 フィフと呼ばれる年齢となり、老眼が 私も今年で四十八歳、いわゆるアラ

をお借りして厚くお礼申し上げます。 員の皆様及び関係者の皆様には、 ありがとうございました。 また、研修当時お世話になった県職

わりありませんか。 同期研修生の皆さん、 お元気でお変

かながら時間に余裕ができました。 また、一度みんなで会いたいもので 私は八年越しに財政課を離れ、

23 2018.12 AWA no JICHI No.93

## 研修から得たもの

三好市立三野病院主任主査

### 本

出

### 孝

### はじめに

安でした。 も四十歳を過ぎていたため、とても不 を経て、勤務年数十八年を超え、年齢 野町の職員となってから、市町村合併 で、はや七年経ちました。当時、旧三 お世話になったのは、平成二十二年度 興部にし阿波振興担当で研修生として 私が、徳島県西部総合県民局企画振

### 前期研修

度の西部二市二町への合併特別交付金 の交付事務等の残務処理でした。 まずは、前任者から引き継いだ前年

起債計画書、公営企業と普通会計の決 給与実態調査、定員管理に関する調査: 四月中旬から七月下旬にかけては、 財政健全化判断比率、 資金不

> 足比率等、西部二市二町の検収業務を 民局や市町村課の方にいろいろサポー ついては、病院での実務経験がありま トしていただき処理することが出来ま したが、その他の業務については、県 していました。公営企業の決算統計に

います。 訪れてよし」の観光づくりが行われて 制度による「にし阿波〜剣山・吉野 成二十五年四月一日からは、新観光圏 地を知ることができました。なお、平 していたこともあり、いろいろな観光 局を西部総合県民局企画振興部が担当 三好市・つるぎ町・東みよし町) をエ 川観光圏」が認定され、「住んでよし、 リアとする「にし阿波観光圏」の事務 定を受けた徳島県二市二町(美馬市 年十月一日国土交通大臣から観光圏認 観光圏法に基づき、平成二十

村舞台、 於安パーク等、 つるぎ町は、土釜、旧永井家庄屋屋敷 集落展望所、黒沢湿原、下影の棚田、 等、三好市は、祖谷のかずら橋、落合 町うだつの町並み、穴吹川、郡里廃寺 させていただきました。美馬市は、 真を基に、現地確認調査のお手伝いを 施していて、一般から応募のあった写 大歩危小歩危、健康とふれあいの森等 お勧めビューポイント百選」事業を実 にし阿波振興担当では、「にし阿波 吉野川オアシスイルミネー 東みよし町は、法市農 脇

> や商工業者等による「にし阿波土産品 絶景ポイントめぐりをしました。 ション、加茂の大クス等、たくさんの 観光事業者等と地域の特産品生産者

した。 事前協議、 過疎計画の協議関係の業務を担当しま その他、 二市二町の辺地計画変更の 平成二十三~二十七年度の

驚きを感じました。

ていただき、にし阿波特産品の多さに マッチング商談会」のお手伝いもさせ

### 後期研修

りました。 方と交代で、 後期は、美馬市から派遣されていた 政策企画関係の業務とな

作成を担当していました。 み、会議室設営、会議終了後の会議録 ンへのプロジェクター用データ取り込 の指示を受け、資料の整理と、パソコ いました。私の業務は、局議担当の方 県西部の課題について協議が行われて 民局長以下部長級の会議)が開催され、 西部総合県民局では、週一回局議 (県

わせていただきました。 圏域振興計画の、第二次版策定を手伝 また、県民局発足後策定された西部

た。 や動きについて、学ぶことができまし 後期の研修では、県民局の組織構成

### 市町村情報

### 研修生だより

ンを開始しました。十九年九月には、

である。徳島大学医学部医学科推薦 病院または中程度の地域中核病院等

十九年七月よりリハビリテーショ

十九年六月よりリウマチ膠原病外

病院で、

効率性や複雑性が高い専門

と二群 (一群に準じる病院)

以外の



市立三野病院全景

いますが、ご指導よろしくお願いしま

いつかお世話になる時があると思

本当にお世話になりました。ま

見てくださった西部総合県民局のみな 源に触れられたことです。当時面倒を 県の多くの方々と知り合いになれたこ

全国に自慢できる県西部の地域資

研修を終えて得たものとして、まず、

研修を終えて

### 市立三野病院について

より、 十二月から新診療棟での診療を開始 います。平成十八年三月の町村合併に 結核十床)となりました。診療科は現 年九月には七十五床(一般六十五床と 数度の病床数変更を経て、昭和五十九 年四月に地方公営企業法財務規定適用 立三野病院」(病床数一般三十床、 院について、ご紹介したいと思います。 核二十三床)として開設、昭和四十三 して新設され、昭和二十四年九月に「町 明治三十年に「三野村伝染病院」と 現在配属されている三好市立三野病 内科、 「三好市国民健康保険市立三野 に改称されました。平成十八年 外科、整形外科を標榜して

> います。平成二十三年十二月には、 ぎ町立半田病院の公立三病院との間で 圏における適正な医療を確保するため 院としての役割を担っています。 遣チーム) として徳島県と協定を結び 九年二月には、徳島DMAT(災害派 として、診療をしています。平成二十 十床のうち三十床を地域包括ケア病床 日本呼吸器学会関連施設に認定されま 五年九月に災害支援病院に、十二月に 病床のみ)に変更しました。平成二十 院棟が完成し、病床数を六十床(一般 の協定」を当院と県立三好病院、 十年十月には、「徳島県西部保険医療 展に寄与しているところです。 日本リウマチ学会教育施設の認定を受 原病診療医育成の拠点として、三群病 ました。本年四月より、リウマチ・膠 した。平成二十六年七月から、病床六 徳島県のリウマチ膠原病医療の発 医師の相互派遣等を実施して 平成二 つる

※三群病院とは、一群 を目指しています。 十二年度版)の経営の効率化と、県西 野病院改革プラン」(平成二十八~三 整合性を図りながら、 部圏域の医療需要と地域医療構想との 平成二十八年度に策定した「市立三 医療体制の強化 (大学病院本院)

今回、研修当時を振り返ると、とて 野病院も徳島大学の卒後臨床研修協 師修学資金貸与事業の修学資金返還 最後に の受け入れ施設となっている。 力医療機関として、内科、 務従事が必須となっている。市立三 的医療機関等において一定期間の業 免除要件として、徳島県内の三群公 お世話になったすべての 総合診療

方への感謝を忘れず今後の仕事に活か ます。当時、 してまいります。 もよい経験をさせていただいたと思い 入試の「地域枠」入学後の徳島県医

リハビリ室

# 基礎講座」を受講して当体ファイナンス

徳島市会計課係長

佐々木 久 典

### はじめに

> 借入の金利差が収益の柱となってい 明すると、行政を運営するための資金 利鞘を稼ぐ (運用) こともできる。 (逆 券の購入を検討することで、少しでも 合は、定期預金への預金や国債等の債 達)する。逆に余剰資金が当面続く場 らお金を借入もしくは債券を発行 が予定されている場合は金融機関等か ある。具体的には財政運営上資金不足 足しないように資金を準備する責任が て支払うことができ一日でも資金が不 いえる。財政・会計部門は請求に対し 繰りは、民間企業と同じ思考であると いった接点があるのかイメージがわき に金融機関はこの立場が反転し、貸出 にくい方もいると思う。微力ながら説

高めることに課題が還元されると言え有利な方法を見極め、財政の継続性を源が持つ価値を活用し、最も確実かつ資源として考えれば、この限られた資自治体の資本そのものを一つの地域

自治体とファイナンスとの間にどう

とを対象としている。とを対象としている。刻一刻と変化する金融市場がするこのもののもつ金融的価値を醸造するこのもののもつ金融的価値を醸造することを対象としている。刻一刻と変化する金融市場がグる。刻一刻と変化する金融市場がグ

### 修内容

をテーマとした。 をテーマとした。 研修を受講するにあたり、事前に次の宿題が提示された。ひとつは地方公 自治体が抱える問題点の抽出であっ 自治体が抱える問題点の抽出であっ た。私は今後の徳島市の財政状況を見 た。私は今後の徳島市の財政状況を見 だ。が抱える問題点の抽出であっ が教材の自習と、もうひとつは地方公 が教材の自習と、もうひとつは地方公 が教材の自習と、もうひとつは地方公 が教材の自習と、もうひとつは地方公 が教材の自習と、もうひとつは地方公 が教材の自習と、もうひとつは地方公

いった多様な組織から構成されており、地方公共団体金融機構の新任職員と成として、県・市町村・広域連合及び国から三十六人が出席した。全体の構国がは滋賀県大津市の全国市町村国研修は滋賀県大津市の全国市町村国



### アカデミーリポート

であった。さまざまな経験を積んできた人ばかり所属も財政部門・会計部門・議員等、

研修は大きく資金調達と資金運用を 一位の中の動向など、濃密な講義内容で 一位の中の動向など、濃密な講義内容を 一位の中の動向など、濃密な講義内容を 一位の中の動向など、濃密な講義が進 一位の中の動向など、濃密な講義が進 一位の中の動向など、濃密な講義が進 一位の中の動向など、濃密な講義内容で 一ついた。

限にあげることで少ない職員数でその 経済事情に精通しているわけでもない。 を受けた。彼らは金融のプロでなく、 の意思統一が円滑に図られている印象 目標としていた。また、資金をマネジ 効率よく資金を調達・運用することを 分の自治体のノウハウを培っており、 あった。いずれの自治体の方々も、自 それぞれ貴重なレジメと丁寧な説明が 団及び国東市の会計部門担当の方から が、資金運用については岩手水道事業 鹿児島県出水市の財政部門の担当の方 資金調達については広島県尾道市及び 践的な対応事例について解説を受けた。 ビジョンがあり、かつ、庁内の職員間 メントするうえで組織としての明確な **人数以上の成果を上げている。これは** 0かし組織内のパフォーマンスを最大 途中、先行自治体の職員を招聘し実

ている。ければならない要素の一つだと認識し

かも大きな課題であることが提起され の意識を高め、 織の中で財政や資金繰りに対する職員 行わなければならないこと、次に、組 時期をよく検討して金融機関と取引を 常に最新の情報を習得の上で、期間や られた。つまり現状のリスクを把握し、 整合しなくなる恐れがあることがあげ ことや運用方針そのものが金融情勢と え方」「運用方法の妥当性とリスク対 ていた。私たちのグループでは資金運 通する問題を抱えていた。参加の動機 県・鹿児島市・豊田市・高松市・鳥取 なった。私が所属したグループは熊本 つの班に分かれて討議をすることと の運用方法では職員の理解が進まない の結果として、これまでの前例踏襲型 策」を中心に議論を重ねた。その議論 用に焦点を当て、特に「債券運用の考 の習得、あるいは情報交換を目標とし として資金運用の効率的な運用や知識 れも徳島市同様に資金繰りについて共 広域連合の会計部門の方たちで、いず グループ別演習では、六人ずつの六 いかに理解してもらう

一元的に管理することにより、支払利率的な運用とは、全体の資金の収支を関係」であることを学んだ。つまり効資金運用の方向性とは、「表裏一体のAによるやり取りの中で、資金調達とまた、研修中の合間に講師とのQ&

大きな発見であり今後もっとも学ばな

日本では、「からでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、「では、これでは、では、これでは、では、これでは、できないで、、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、 これでは、 これがは、 これがはいれがは、 これがはれがは、 これがは、 これがはれがは、 これがはれがは、 これがはれがは、 これがは、 これがはれがは、 これ

### まとめ

した。 ういった視点が必要であることを痛感 ればいつでも説明できる体制なり資料 したうえで、市民からの問いかけがあ 察するのは当然であり、研修で学んだ 組織であれば自己の資金管理を深く洞 巨大な資金を扱っている。そういった 域にある民間企業と比較してもかなり る。自治体の資本は規模としてその地 応しなければならないということであ ある。社会的な要請として、自治体は を準備しておかなければならない。そ ことは無論、基本的な経済情勢は把握 責任を果たし、より透明性を持って対 今後ますます住民への情報公開や説明 講義の中で身にしみて感じたことが

を借りて感謝を申し上げます。と借りて感謝を申し上げます。最後に、研修に送りいろいろな立場の人と議論することができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験を今後の公ができた。この貴重な体験をうるとができた。この場所を対して、知識のとはいる。

### 鳴門市

### 鳴門駅周辺整備事業

ロータリー全景

JR鳴門駅は、通勤、通学や観光などで年間約50万人の方が利用しており、駅前ロータリーの路線バス等を加えるとその利用者数は約60万人に上り、名実ともに「まちの顔」として、多くの市民や観光客に利用されてきました。

しかしながら、昭和45年に整備されて以降大規模な改修がされておらず、社会情勢の変化や老朽化に伴い、安全性、利便性、景観等に多くの課題が発生していました。

そこで、鳴門市では、国の交付金を活用して、バリアフリー化や利便性・機能面の向上、景観改善やイメージアップのための周辺整備を平成27年度から平成30年度にかけて実施し、一部を除き平成30年7月に供用を開始しました。

主な整備内容は、①歩道橋のバリアフリー化、②駐輪場の整備、③バス停の改修、休憩所の設置、④花壇、ガラスモニュメントの設置、⑤観光案内所の設置、⑥足湯の設置の6つとなっています。

まず、1点目の歩道橋のバリアフリー化についてですが、従前は線路を跨ぐ歩道橋でしか駅を挟んだ東西への移動ができず、高齢者や車椅子をご利用の方にご不便をおかけしていました。これを解消するため、東西を行き来できる歩行者・自転車用通路を新設し、歩道橋を撤去しました。これにより、駅東側にあるバス停を利用する観光客が、バスの待ち時間に駅西側にある商業施設を利用するなど、バリアフリー化に加えて利用者の利便性向上も図られました。

2点目の駐輪場については、鳴門駅周辺の駐輪場が駅西側にしかなく、駅東側で放置自転車が散見され、歩行者の通行の妨げとなっていたほか、周辺の景観を損ねる原因となっていました。そこで、歩行者・自転車用通路と合わせて駐輪場を整備したほか、駅東側に駐輪場を新設し、約250台が駐輪可能な駐輪場を整備しました。現在では、自転車は駐輪場に整然と置かれ、放置自転車は激減しました。今後、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、駅周辺の美観の維持と通行利便性の確保を図る予定としています。

3点目のバス停については、老朽化したバス停を改修するとともに、外国人観光客に配慮した英語表記の案内看板の設置、風雨をしのげる休憩所の新設などを行いました。

4点目として、駅前ロータリーに渦潮をモチーフに した花壇を新設するとともに、平成29年度に実施し たイルミネーションイベントで使用したガラスモニュメントのレプリカを設置し、昼夜を問わず訪れた方が楽しめる景観を整備しました。

5点目として、公共交通機関を利用して本市を訪れる観光客や、近年増加している外国人観光客の利便性

向上のため、外国語が案内の 国語光 を設置しての ののの が所を を表しての ののの が、 を表しての のの が、 を表している。 をましている。 をもな。 


観光案内所

機能を設けたほか無料公衆Wi-Fi、クレーンゲーム、市内の情報を発信するテレビモニターなどを設置し、訪れた方に憩いの場として親しまれています。

最後に足湯の設置についてですが、駅を利用する観光客や市民の皆様に憩いの場を提供することを目的に整備したもので、公募により「駅前足湯ふろいで~」



足湯

とまなるあおいて無温がある。温然うを、温然からのでは無いのでは、は毎週月は毎週月間のでは、曜日は毎週月間のでは、曜日は毎週月間のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、

(月曜日が祝日の場合は翌火曜日) と年末年始で、開館時間は午前9時から午後5時までとなっています。

観光客、バス利用者、JR利用者や健康づくりを目的とした高齢者など幅広い層にご利用いただいており、オープンした7月1日から11月30日までの5ヶ月間で利用者は延べ7,400名となっています。

また、徳島ヴォルティスの試合を観戦に訪れた方に も足湯をご利用いただけるよう、ホームゲーム開催日 には足湯をヴォルティス仕様としています。

鳴門市の顔として新しく生まれ変わったJR鳴門駅前にぜひお立ち寄りください。

### お問い合わせ

鳴門市企画総務部戦略企画課 TEL 088-684-1713

### トピックス

### **上勝田** いろどり山を活用した産業振興事業

上勝町は人口1,545人 (2015年国勢調査)の少子高齢化が進む四国で一番小さな町ですが、この小さな町が全国から注目されるきっかけとなったのが「いろどり」です。日本料理に添える葉っぱをおばあちゃんたちがタブレット端末を駆使しながら出荷して、年商2億6000万円の産業に成長しました。そして、2020年までに焼却埋立てごみゼロを目指すゼロ・ウェイスト施策にも取り組み、持続可能な社会を目指す町としても知られるようになりました。

本町では、平成27年9月「上勝町地域創生総合戦略」を策定し、様々な事業に取り組んでいます。その一つに「彩山(いろどりやま)を活用した産業振興事業」があります。平成30年にはSDGs未来都市にも選定され、この事業

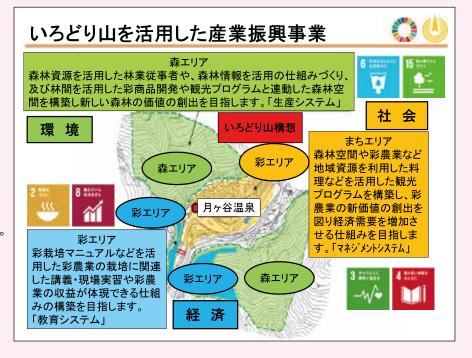
をとおしてSDGsに寄与できるよう取組を続けています。 SDGsとは、2015年9月に国連で採択された、先進 国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標です。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・ 社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むた めの目標です。

地域資源を活かした経済的自立と葉や花にとどまらず町全体が最も美しく持続する戦略として「いろどり山」構想を掲げ、次世代の町の産業形成と担い手の育成・定着を目指しています。

上勝町の基幹産業は農業であり、その多くが彩農業 に従事していることから、次世代の担い手を確保育成 していくことが、基幹産業の農業の持続的な発展につ



彩山にかかる「いろどり橋」渡橋式の様子



ながると考えています。

葉っぱビジネス(彩農業)の独自性は、木の葉っぱを収穫するという農業と林業のハイブリッド産業であり、かつICTを駆使した情報産業でもあります。このため従来の個別の農業、林業の人材育成とは異なるノウハウが集積されています。

この経験値を如何なく発揮し、主要産業である農林 業の付加価値と生産性の向上を図る「いろどり山構想」 を推進して、関連産業への従事者を増加させることを 目指します。さらには、耕作放棄地や荒廃した山林を 減少させ、それによって生まれる景観の美しさ、暮ら しの楽しさに移住者やヘルスツーリズムなどによる観 光客などの流入人口の増加、彩関連ビジネスの創出を 図り、地域経済を活性化させたいと考えています。

経済を軸にした彩エリア、社会を軸としたまちエリア、環境を軸とした森エリア、どれか一つを軸とした取組をすることで別の軸にも影響を及ぼす「相乗効果」があり、彩山を活用した産業振興事業は「経済」、「社会」、「環境」の3側面を統合した取組といえることから、この事業をSDGsのモデルとして国内外に発信していきたいと考えています。

### お問い合わせ

上勝町企画環境課 TEL 0885-46-0111

### 公職選挙法と政治資金規正法の 寄附の禁止等について

うます

光 利 Ш 市町村課主事(行政担当・選挙管理委員会事務局主事併任) 凸



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、 あいさつ状などを出すことは禁止されています







三ない運動

・受け取らない!

お歳暮・お年賀

・贈らない!

・求めない!





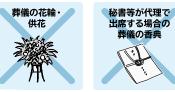












総務省 なるほど!選挙「寄附の禁止」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo08.html

### じじめに

は

反について、メディアで取り上げられていたの は記憶に新しいところです。 に金銭等が関係する事件が起き、 政 治家 しかしながら、 と有権者とのつながりはとても大切で (候補者、 県内においては残念なこと 立候補予定者、 公職選挙法違 現 に公職

約束で、 されるもの以外のものをいいます 資金規正法において禁止等を加えています。 『の内容は両法で別々に規定していることもあ そこで今一 このような寄附につい 寄附とは、 党費、 度、 金銭、 会費その他債務の履行としてな 寄附につい 物品などの供与ま Ţ て確認-公職選挙法と政 ) ます。 たはその 規

> 〔当該選挙区内にある者 対象となり

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

制

限があり、

違反した場合は原則として

罰則

する寄附については、

次の表に記載

たと

お

 $\mathcal{O}$ 

法人又は団体の当該選挙区内にある者に や候補者等が役職員等を務める会社そ

いる者をいいます。 被選挙権を有すると否とにかかわらず、 当該選挙区内にある者とは、 国 選挙区内に住所を有する者および滞在 市町村なども含まれます。 個人だけでなく、 その者が選 候補 挙 寸 7

等の

### 選挙法の寄附

### 候補者等の寄附の禁止

1

にある者を含む。)

(以 下

「候補者等」

とい 者

l1

!補者または候補者となろうとする

### 公職の候補者等、後援団体等による寄附の制限について

寄附の主体	平常時	一定期間
公職の候補者等	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 (禁止の対象外) 1 政党その他の政治団体に対する寄附 2 親族に対する寄附 3 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償(食事、食事料を除く) (注)次のものは政治教育集会から除かれます。 (1)参加者に饗応接待が行われるもの (2)選挙区外で行われるもの (3)選挙ごとの一定期間内に行われるもの	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3についても禁止される。 また、左記のほか、その公職の候補者等に係る後援団体に対する寄附は禁止される。(当該後援団体が資金管理団体である場合を除く。)
公職の候補者等が役職 員または構成員である 会社その他の法人また は団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず、当該候補者等の氏名を表示し、またはこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。 (禁止の対象外) 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附	同左
公職の候補者等の氏名 が表示され、またはそ の氏名が類推されるよ うな名称が表示されて いる会社その他の法人 または団体	当該選挙に関し、選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 〔禁止の対象外〕 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該公職の候補者に対する寄附	同左
後援団体	選挙区内にある者に対し、どのような理由をもってするを問わず寄附をしてはならない。 (禁止の対象外) 1 政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附 2 当該後援団体が推薦または支持する公職の候補者等に対する寄附 3 当該後援団体の設立目的により行う行事または事業に関してなされる寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてなされる寄附を除く。)	左記の〔禁止の対象外〕のうち、3について も禁止される。
上記を含むすべての者		後援団体の総会その他の集会、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対する供応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)、金銭、記念品その他の物品の供与は禁止される。

上表の「一定期間」は次のとおりです。

### 一定期間の日安

た 判 间 の 日 女					
選挙の種類	一定の期間				
衆議院議員総選挙	任期満了の日前 90 日に当たる総選挙の期日まで衆議院の解散の日の翌日から総選 拳の期日まで				
参議院議員通常選挙	任期満了の日前 90 日に当たる日から通常選挙の期日まで				
地方公共団体の議会の議員および長の選挙 (任期満了によるもの)	任期満了の日前 90 日に当たる日から選挙の期日まで統一地方選挙の場合 選挙期日前 90 日に当たる日から選挙の期日まで 地方公共団体の長および議員の任期満了日が 90 日以内の場合で、これらの選挙日 を同時に行うこととしてその旨を告示した場合は、任期満了の日前 90 日に当たる とその告示の日のいずれか早い日から選挙の期日まで				
地方公共団体の議会の議員および長の選挙 (任期満了によらないもの)	選挙を同時に行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日から選挙の 期日まで				
衆・参議院の議員、地方公共団体の議会の議 員および長の再選挙または補欠選挙	選挙を同時に行うべき事由が生じた旨の選管の告示があった日の翌日から選挙の 期日まで				

禁止

イ 候補者等が行う政治教育集会 ない実費の補償(食事、 のを除く。) に関する必要やむを得 選挙ごとの一定期間内に行われるも の、選挙区外において行われるもの 加者に対して供応接待が行われるも 食事料を除

してする場合

罰則の対象となります。 除く。)こととされ、違反した場合は 附を行うことはできない るため、何人も候補者等を寄附の名義 人として選挙区内にある者に対して寄 配偶者および3親等内の姻族)に対 候補者等の寄附禁止の趣旨を徹底す 候補者等の親族(6親等内の血族) (次の場合を

することは禁止されています。 受けているときは、その融資を受け 者が国、県、市町村から利子補給を および市町村の選挙に関して寄附を ている会社や法人などが国やその県 いる場合に、その融資を行っている 候補者等を名義人とする寄附の

2 される者 その他選挙に関する寄附が禁止

いる者が、国やその県および市町村

国、県、

市町村と請負契約をして

の選挙に関して寄附をすることは禁

止されています。

会社その他の法人が融資を受けて

### く。) としてする場合

てすることは罰則をもって禁止されます。 者等を名義人とする寄附を選挙区内の者に対し したがって、候補者等の親族や友人が、 候補

### 寄附の勧誘・要求の禁止

抱かせるに足りる行為をいいます。 なります。この場合、威迫とは人に不安の念を せる目的でこれらの行為を行うと罰則の対象と はできない(次の場合を除く。)こととされ、 迫して、または候補者の当選や被選挙権を失わ 者に対する寄附を勧誘し、または要求すること 何人も、候補者等に対して、選挙区内にある

- および3親等内の姻族) または要求をする場合 候補者等の親族(6親等内の血族、 に対する寄附の勧誘 配偶者
- むを得ない実費の補償(食事、食事料を除く。) または要求をする場合 としてする寄附の勧誘または要求をする場合 候補者が行う政治教育集会に関する必要や 政党その他の政治団体に対する寄附の勧誘

### 政治資金規正法の寄附

### 1 (法第二二) 企業・労働組合等の団体の寄附の制限

- が禁止されています。 者に対して政治活動に関する寄附をすること 企業・労働組合等の団体が、次の者以外の

### 政治資金団体

2 ①の制限に違反してされる寄附については、

> ことができなくなります(法第二六、 権を停止されるとともに、選挙運動をする ても五〇万円以下の罰金)に処せられ、 ては、その行為者を罰するほか、団体に対し の 寄附をした者、寄附を受けた者は、一年以下 一三七の三)。 |禁錮又は五〇万円以下の罰金(団体にあっ 公選法

- 要求をした者についても、②と同様の刑罰等 に処せられます。 てはならないものとされており、この勧誘 ①の寄附をすることを勧誘し、又は要求し
- 4 宗教団体、文化団体、労働者団体、 労働組合、 体(政治団体を除く。)がこれに含まれます。 「企業・労働組合等の団体」とは、 法人であると否とを問わず、すべての団 職員団体のほか、各種の業界団体、 親睦団体

### 2 (法第二二 の三) 公職の候補者に対する寄附の制限

1 が認められています。 償提供など)等の金銭等によらない寄附のみ 労務による寄附(事務所用の部屋や労務の無 寄附のうち、金銭等による寄附は政党がする をすることは、選挙運動に関するものを除い 手形、商品券、株券、公社債券等)による寄附 金銭等、すなわち金銭及び有価証券(小切手、 もの以外は禁止され、物品による寄附、便益· 候補者に対してする寄附は認められています。 て禁止されています。ただし、政党が公職の つまり、公職の候補者の政治活動に関する 個人が公職の候補者の政治活動に関して

> る寄附は金銭等でも認められています。 団体が行うものは一切禁止されています。 一方、 いずれについても、企業・労働組合等 選挙の陣中見舞等、選挙運動に

- り禁止されています。 運動を除く。)に関してされる寄附である限 であっても、公職の候補者の政治活動(選挙 公職の候補者の秘書や親族に対してするもの の候補者本人に対してするものはもちろん、 充てるために金銭等を寄附することは、 政党以外の者が公職の候補者の政治活動に 公職
- 二八、公選法第一三七の三)。 することができなくなります(法第二六、第 公民権を停止されるとともに、選挙運動を の禁錮又は五〇万円以下の罰金に処せられ、 寄附をした者、寄附を受けた者は、 ①の制限に違反してされる寄附については、 一年以下

### 3 (法第二三一の九) 寄附等への公務員の関与等の制限

- することが禁じられています。 員(令第二四条に定める公務員等を除く。 は、その地位を利用して、次に掲げる行為を 国又は地方公共団体の一般職に属する公務 ) 等
- パーティーの対価の支払いを受け、 参加することを求め、若しくは政治資金 は自己以外の者がするこれらの行為に関与 政治資金パーティーに対価を支払って 若しく

受け、又は自己以外の者がする政治活動に

政治活動に関する寄附を求め、

若しくは

関する寄附に関与すること。

### 寄附の量的制限の概要

これの重り の											
寄附者		個 人		会社・労働組合・		政		治	団	f	<b>*</b>
				職員団体・その他の団体		政	党	政治資金団体		その他の政治団体	
受	領者	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限	総枠制限	同一の相手 方に対する 個別制限
政:	党・政治資金団体	年間 2.000 万円	制限なし	資本金・組 会数 4 0 (応じ間 750万円 ~1億円							
その他の政治団体	資金管理団体	年間 1,000 万円 (※1) 公職の候補る ものは金銭	年間 150万円 (※2)	禁	т		制	限な	i L	年間 5. O	
	資金管理団体以外 の 政 治 団 体		年間 150万円								5,000万円
公	機の候補者		金銭等に限 り禁止 (※3) その他は 年間 150万円						に限り禁止 (※3) は制限なし		に限り禁止 (※3) は制限なし

- 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附については、制限はない。 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附(特定寄附及び自己資金による寄附)については、制限はない。 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができる。 その他の団体については、前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。 個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。

### 総枠制限の一覧

会 社 (資本金の額又は出資の金額)	労働組合又は職員団体 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体 以外の団体 (前年における年間の経費)	政党・政治資金団体 に対する寄附の年間 限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750万円
10億円以上~ 50億円未満	5万人以上~ 10万人未満	2千万円以上~ 6千万円未満	1,500万円
50億円以上~ 100億円未満	10万人以上~ 15万人未満	6千万円以上~ 8千万円未満	3,000万円
100億円以上~ 150億円未満	15万人以上~ 20万人未満	8千万円以上~1億円未満	3,500万円
150億円以上~ 200億円未満	20万人以上~ 25万人未満	1億円以上 ~1億2千万円未満	4,000万円
200億円以上~ 250億円未満	25万人以上~ 30万人未満	1億2千万円以上~1億4千万円未満	4,500万円
250億円以上~ 300億円未満	30万人以上~ 35万人未満	1億4千万円以上~1億6千万円未満	5,000万円
300億円以上~ 350億円未満	35万人以上~ 40万人未満	1億6千万円以上~1億8千万円未満	5,500万円
350億円以上~ 400億円未満	40万人以上~ 45万人未満	1億8千万円以上~2億円未満	6,000万円
400億円以上~ 450億円未満	45万人以上~ 50万人未満	2億円以上 ~2億2千万円未満	6,300万円
450億円以上~ 500億円未満	50万人以上~ 55万人未満	2億2千万円以上~2億4千万円未満	6,600万円
500億円以上~ 550億円未満	55万人以上~ 60万人未満	2億4千万円以上~2億6千万円未満	6,900万円
550億円以上~ 600億円未満	60万人以上~ 65万人未満	2億6千万円以上~2億8千万円未満	7,200万円
600億円以上~ 650億円未満	65万人以上~ 70万人未満	2億8千万円以上~3億円未満	7,500万円
650億円以上~ 700億円未満	70万人以上~ 75万人未満	3億円以上 ~3億2千万円未満	7,800万円
700億円以上~ 750億円未満	75万人以上~ 80万人未満	3億2千万円以上~3億4千万円未満	8,100万円
750億円以上~ 800億円未満	80万人以上~ 85万人未満	3億4千万円以上~3億6千万円未満	8,400万円
800億円以上~ 850億円未満	85万人以上~ 90万人未満	3億6千万円以上~3億8千万円未満	8,700万円
850億円以上~ 900億円未満	90万人以上~ 95万人未満	3億8千万円以上~4億円未満	9,00万円
900億円以上~ 950億円未満	95万人以上~100万人未満	4億円以上 ~4億2千万円未満	9,300万円
950億円以上~1,000億円未満	100万人以上~105万人未満	4億2千万円以上~4億4千万円未満	9,6 0 0 万円
1,000億円以上~1,050億円未満	105万人以上~110万人未満	4億4千万円以上~4億6千万円未満	9,9 0 0 万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1 億円

に政治活動が行われるよう各 多くの問い合わせが想定され 中で寄附について各市町村へ をお願いします。 市町村において適切な御対応 例集等を参考に公明かつ公正 法逐条解説や選挙関係実例判 ますが、その際は、 治団体等の活動が活発になる これから公職の候補者等や政 議員通常選挙を控えており、 方選挙、また、夏には参議院 公職選挙

### おわりに

平成三十一年春には統一地

参照ください。 上の総枠制限の一覧表を御 (法第二二 の三)

2 (4) 寄附の総額の制限 なりません。 行為をすることを求めては 公務員等がしてはならな 員等に対し、①により当該 何人も、①に掲げる公務

すること。



### 人口減少を見据えた 定員管理計画について

市町村課主事(行政担当)

飯 田 真 規

〇一七年には九四万人まで減少し、二〇四〇年 に続く第三次ベビーブームは現れなかった。ニ 〇万人以上あった。 団塊世代(一九四七~四九年生まれ) には七四万人程度になると見込まれている。 (一九七一〜七四年生まれ) の頃には毎年二〇 た頃は毎年二六〇万人以上、団塊ジュニア世代 出生数は、 高齢化は、 しかし、 団塊ジュニア世代

込みである でピークを迎える見込みである。七十五歳以上 四二年に三、九三五万人(高齢化率三六・一%) 三八七万人であった高齢者人口(六十五歳以上) 人口はその後も二〇五四年まで増加し続ける見 団塊ジュニア世代が全て高齢者となる二〇 急速に進行する。二〇一五年に三

総合戦略を策定し、 国及び各自治体は、 少子化対策や移住施策を進 まち・ひと・しごと創生

### はじめに

齢化という未曾有の危機に直面している。 我が国は、少子化による急速な人口減少と高

いる。 頃には毎年九〇万人程度減少すると見込まれて 〇四〇年には一億一、〇九二万人となる。 亡中位推計 国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死 クに減少し始め、 前(二〇〇八年) 総人口は既に減少局面に入っている。 (平成二十九年推計)によれば、二 の一億二、八〇八万人をピー 人口減少のスピードは加速し、 その

期にわたり人口減少は続く見込みである。

二・〇七程度まで上昇したとしても、

その後長

年に一・八程度、

二〇四〇年に人口置換水準の

四四であった合計特殊出生率が、仮に二〇三〇 急速な高齢化は避けられない。二〇一六年に一

な生活を送り、

地域経済を守るためにも、

に不確実さが増す中でも、

今後人口減少が進み、

我が国を取り巻く環境

住民が健康で文化的

ビスを提供し続けることは欠かすことができな 自治体が、安定して、持続可能な形で、行政サー

ついに年間一〇〇万人を下回った。 が生まれ

サービスの供給体制も、 設は、まもなく更新時期を迎えるが、 ತ್ಯ せて、どうすれば最適化できるのかが課題であ が減少する中で、何を残し、何を活かすのか。 高度経済成長期に整備したインフラや公共施

将来の人口構成に合わ 対象人口

## 減少によるさまざまな課題

次のことを例として挙げてみる。 が起こるのだろうか。 そもそも、人口減少によってどのようなこと

医療機関等) の縮小 (1) 生活関連サービス(小売・飲食・娯楽

ビスは、一定の人口規模のうえに成り立ってい 我々が日常生活を送るために必要な各種サー

めている。

しかしながら、

今後数十年間は、

人口減少と

より様々である。る。必要とされる人口規模はサービスの種類に

例えば、ある市町村に一般病院が八〇%以上の確率で立地するためには、五〇〇人以上の規模が必要(五〇%以上の規模が必要) とされている。人口減少によって、こうした生とされている。人口減少によって、こうした生とされている。人口減少によって、こうした生とされている。人口減少によって、こうした生とが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがある。

とつながり、さらなる人口減少を招きかねない。サービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少へ方圏の雇用の六割以上を占めており、こうしたこれに加え、サービス業等の第三次産業は地

# (2) 税収減による行政サービス水準の低下

大口減少は地方財政にも大きな影響を及ぼす。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少するが、よって、地方公共団体の税収入は減少するが、よって、地方公共団体の税収入は減少するが、

して生活利便性が低下することになる。といった場合が生じることも考えられ、結果とれていた行政サービスが廃止又は有料化されるこうした状況が続いた場合、それまで受けら

応も必要となる。上下水道といったインフラの老朽化問題への対経済成長期に建設された公共施設や道路・橋・こうした厳しい地方財政状況のなかで、高度

# (3) 地域公共交通の撤退・縮小

業者によって支えられてきた。これまで、地域公共交通は主として民間の事

少が予想される。

少が予想される。

少が予想される。

少が予想される。

少が予想される。

いものとなっている。

衰退が地域の生活に与える影響は従前より大き交通の重要性が増大しており、地域公共交通の運転できない高齢者等の移動手段として、公共運転では、高齢化の進行に伴い、自家用車を

# 地等の増加 地等の増加 工場跡地、耕作放棄

ある。おり、全国的に空き家数は一貫して増加傾向におり、全国的に空き家数は一貫して増加傾向に人口が減少する一方で、総住宅数は増加して

の他の住宅」が増加している。「その他の住宅」にわたって居住世帯が不在の住宅等を含む「そなかでも、賃貸または売却の予定がなく長期

な傾向がある。 区分の空き家と比べて管理が不十分になりがちは、管理・処分方針が未定のものもあり、他の

低下につながってしまう。といった防災上の問題等が発生し、地域の魅力域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生地も増加しており、空き家の増加とともに、地本の景によって空き店舗、工場跡地、耕作放棄また、地域の経済・産業活動の縮小や後継者

# (5) 地域コミュニティの機能低下

念がある。

念がある。

のは、地域の防災力を低下させる懸いは、地域住民によって構成される消防団のた住民組織の担い手が不足し共助機能が低下すた住民組織の担い手が不足し共助機能が低下すに与える影響も大きい。町内会や自治会といった住民組織のは、地域コミュニティの機能の低下

学校の統廃合という事態も起こり得る。減少、クラスの少人数化が予想され、いずれはまた、児童・生徒数の減少が進み、学級数の

への愛着が失われていく。

への愛着が失われていく。

の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域の交流の機会が減少し、地域の祭りのような伝文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝文化の継承を困難にし、地域の歴史や伝統

影響は様々であり、既に多くの地域で起こってこのように、人口減少による地方の生活への

いるものもあれば、 いないものもある。 まだ顕在化するには至って

くという悪循環に陥ることが考えられる。 の魅力の低下を通じて、 なった等が予測され、 バスや鉄道の本数が減った、 生活利便性の低下や地域 さらなる人口減少を招 路線自体がなく

# 課題解決のために、今できること

画を策定し、 である。 最適化を図り、 的に業務を行い、そのうえで適正な定員管理計 組みとやり方を根本から見直し、無駄なく効率 各自治体が実施すべき業務の範囲、 最小の職員数で業務・システムの 最大の効果をあげることが必要 業務の仕

務システムの構築が重要と考える。 人口構成の変化に合わせた職員の再配置と業

普通地方公共団体の職員の定数は、 ることとされている。 ちなみに、地方自治法第一七二条第三項では、 条例で定め

## [職員の再配置]

### ステップ1

しているのかを判断する必要がある も他団体と比べて定員管理の適正化努力が不足 か、 他団体に比べて定員規模が多い分野を洗い出 その理由を分析する必要がある。なぜ多い 団体固有のやむを得ない事情か、それと

状況など様々な角度からの比較検討を行い、 民間委託の状況、 支所等の配置数の 今

後適正化すべき分野を明らかにする必要がある。

### ステップ2

た到達すべき定員適正化目標を設定する。 分析が終われば、 今度は三〜五年後を見据え

### ステップ3

手法の推進手順を検討するとともに、 妥当であり、そのうえで、決定した定員適正化 事務の民間委託などを検討し、決定することが もに、 年次計画として定めることが必要である。 員のそれぞれの年次別人員を決定し、 廃止・緩和に伴う着実な定員適正化を図るとと 法令等の改廃、 定員適正化の手法及び手順を検討し決定する。 事務の統廃合縮小、 職員の必置規制・配置基準の 事務の広域処理化、 増員、減 具体的な

体的に検討して、決定することが必要である。 齢構成等も勘案しながら、将来の採用計画と また、退職者数の将来的な推移を見極め、 年

## 【業務システムの構築】

化が重要となってくる。 定員管理計画の策定を行いつつ、業務の可視

理由からマニュアル化されている業務は数少な いと思われる。 論は理解されていても、 さまざまな業務のマニュアル化が重要との 実際には業務多忙等の

踏まえてシステムを構築し直せば、 問題箇所を変革するためには有効な手段である レームワークといえる。業務量の削減として効 しかし、業務を目で見る形で整理することは、 業務の流れ自体から見直し、 有効なフ 、それを

> 職員のモチベーションアップ 人材育成

革されたとしても、それを動かすのはあくまで 等の声も聞こえてくる。 など、職員数が減りすぎて業務が追いつかない 自治体においては、 いかに効率的な業務・システムの仕組みが変 しかし、定員管理計画に基づき削減してきた 団塊世代が退職期を迎える

標を共有し、組織と個人の目標の関係をPDC 有効だと考える。 具体化する仕組みを学ぶ研修を導入することが テム最適化の要素を取り入れた研修及び組織目 そのためにも、業務の可視化や、 計画、 執行、 評価、 行動) サイクルの中で 業 務 • シス

引き出す工夫が重要と考える。

人」であり、職員のやる気と能力を最大限に

決できるようなものではない。 ただし、前述の人口減少による課題について 研修を通じて個人の能力を高めるだけで解

なる。 ベクトルを合わせ、 に向上させていくかが課題解決に必要な要素と 一人ひとりの職員の業務に対する問題意識の 組織としての生産性をいか

の方向性を明らかにし、 標の実現に向けて組織として取り組むべき業務 幹部職員は組織目標を担うとともに、 職員一同のモチベー その目 果が見込まれると考える。

### 徳島県自治研修センターによる研修内容

1日又は

2日

班別

(選択)

1日

課長補佐級研修

ると考える。 平成30年度 市町村職員研修体系図 積極的に参加 織目標設定のためのワークショップ等の研 このように、 一般研修 特別研修 <u>新規採用職員研修</u> (前期5日,後期4日) メンター(新人職員指導者)養成講座 **\***\*\* 応 研 修 ▶ 4年 対 職員と組織を結び付けるため 応 研 修 1日) 合同研修 研 パ 修 人材育成を推進すべきで 職員研修I優先 事 価 研 修 行動科学・メンタルタフネス研修( 保育士等の保護者対応研修 OJTにおける学習学研修 執 務 座 4年 班別 ロジカル・プレゼン能力開発研修 (選択) 新 地 方 公 숲 計 研 修 傾聴力 交渉力向上研修 1日又は )監 査 事 務 研 とくしま先進政策講座 I 2 H 休 等 復帰支援講座 とくしま先進政策講座 Ⅱ 1日) 合同研修 税 職 員 職員研修Ⅱ優先 新未来創造実践型フィールト゚ワーク講座 修 0 大学との連携講座①② 図解表現力向上研修 ) 日本型ワーク・ライフバランス講座 )財務 事務研修 班別 行政不服審査法実務対応研修 (選択) 実務に活かせる政策法務研修 ある。

材育成ノウハウを導入するという姿勢も大事で また、 費用負担は避けられないが、 民間の人

ある。

ションを高め、

成果に結び付けることが重要で

れたい。 いる研修内容を掲載するので、 参考として、 積極的に活用さ

自治研修センターで実施され

人口減少時代におい 終わりに

Ź

組織体制の強化

は

を行えば、住民からのニーズに応えられる持続 善及び職員一人ひとりが研修を通じて意識改革 とより、地方公共団体の組織全体による業務改 変わる。 行動が変われば、 が変われば行動が変わる。 ずは気持ちから。 スを提供できると考える。 可能な高質な行政サービ 何かを変えるには、 気持ち 未来が ま

) 行 政 法 入 門 講 座

地方公営企業の経営実務研修

とくしま 先 進 政 策 講 座 Ⅳ

)特定個人情報保護研修

**新規** 住家被害認定調査員研修

**新規** 四国自治体·中堅職員交流講座

新規 四国四県次世代人材育成サミット講座

\_\_\_\_

事例で学ぶ民法講座(前編•後編)

)契約事務講座

県職員との

合同研修

の研修

当年度休止

権 啓 発 推 進 講

隔年実施

注)

ポジティブなエ

ネ

ル

を吹き込む能力、

周囲の人にエネル

自律型職員を育てるリーダー養成研修 職場ストレスマネジメント研修 ᄪᆒ 情報感知•創発力向上研修 (選択) 1日 職場のクレ -ム対応力向上研修 職場のトラブルとメンタルフォロ一研修 業務改善能力強化研修 (1日) Γ 合同研修 課長級優先 これからの市町村経営研修 モチベーション・マネジメント研修 ᄪ뭬 組織を動かす行政リーダ-研修 (選択) カウンセリング・マインド向上研修

情報読解 分析 発信講座

いきいき輝く女性応援講座

職場ストレスマネジメント研修

職場のクレーム対応力向上研修

事を実行する能力、 柄に決断を下す勇気、 エスノーを決めづらい

仕

事

図解表現力向上研修

政策形成基礎講座

Γ

課長補佐級優先

レジリエンス(逆境力)トレ

合同研修

合同研修

とくしま先進政策講座Ⅲ

1日)

(1日)

係長級優先

せんか。 られる一人になってみ 組織から、 ンリーワンの職員となり それらを兼ね備えたオ 地域から求め



### 地方公営企業の経営改革につい

伊 月 市町村課主事(企画財政担当)

史

業の見える化」を進めることとし、 めの基盤整備として、 輪として示されているのが、「抜本的な改革の れらをより具体的に推進するために、 的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野 て事業を行う場合には、 うな状況の中において、 うことが求められているところである。 共団体においては、 境は厳しさを増している。このため、 収入の減少等により、 化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金 また、これらの改革に、 検討」と「経営戦略の策定・実行・公表」である。 に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効 に適切に対応し、そのあり方に絶えず検討を行 会計の適用拡大」、「経営比較分析表の策定・公 現在、サービスの提供に必要な施設等の老朽 に取り組んでいる。 経営健全化を行うことが必要である。 各種経営指標を活用するため、 公営企業の経営環境の変化 公営企業をめぐる経営環 経営・資産等を正確に把 より的確に取り組むた 引き続き公営企業とし 自らの経営等について 「公営企業 改革の両 各地方公 「公営企 このよ

説を行うこととする。 そこで、 本稿ではこれらの取組等について解

することが適当な事業・事務については、

公営企業による適切な管理のもとで

「地方独立行政法人制度、

指定管理者制度

/ P F I.

民間委託等の手法により実施

## はじめに

が必要とされている。 来の目的である公共の福祉を増進していくこと する役割を果たしており、 近な社会資本を整備し、 立採算制を基本原則としながら、 公営企業は、 料金収入をもって経営を行う独 必要なサービスを提供 将来にわたりその本 住民生活に身

## 改革について 地方公営企業の抜本的

## 抜本的な改革とは

業の継続、 とされている。 場合には、速やかに廃止等を行うべき」とし、「事 と責任に基づき、 掲げられており、「地域の実情に応じ、 域化や民間の資金・ノウハウの活用の推進」が それに基づく取組を進めることが適当である. を行った上で、経営戦略を策定するとともに、 営の効率化・経営の健全化に関して所要の検討 討する必要がある」とされている。また、「経 結果、事業に意義、必要性がないと判断された 要性について検証することが必要であり、 のものの意義、提供しているサービス自体の必 として、まず現在公営企業が行っている事業そ 断に取り組むことが必要」であり、「その前提 れにおいて、 項通知」という。) において示されている。 広域化や統合等の推進について取り組むこと」、 全民営化、民間企業への事業譲渡等について検 れた場合であっても、 治財政局公営企業課長等通知。 公営企業の経営に当たっての留意事項につ 抜本的な改革の検討に係る基本的な考え方は (平成二十六年八月二十九日付け総務省自 サービスの提供自体は必要と判断さ 各地方公共団体は、「自らの判断 その検討すべき項目として、「広 公営企業の経営健全化等に不 採算性の判断を行い、 以下、 「留意事 事業の その 完

な

類型の改革に取り

/組むことが改革の効果が発

た優良事例集を公表している。

各公営企業は

的な改革の四

つの

基本的な類型の

うち、

ٽلے  $\overline{\mathcal{O}}$ 抜

という、

抜本的な改革の類型に基づき作成

(総務省

平成二十

九年三月 方に関する

では、 研究会報

廃止、

民営化

公営企業の経営のあり 抜本的な改革の検討

 $\mathcal{O}$ 適正な業務運営の確保及びサービス水準 に導入を検討すること」 活用」 な改革」 止 留意事項通 持向上に留意しつつ、 民営化・民間譲渡、 の四つの経営改革 と定義される。 知の内容等を踏まえ、 とされてい 積極的かつ計画 広域化等及び の取組が る。 抜 事 的  $\dot{\bigcirc}$ 

革ガイドライン」を踏まえ、 平成三十四年度までに各地方公共団 検討体制を設置し、 策として、 現に向けた取組と整合を図りながら、 「広域化・共同化計画」の検討体制を構築 ては平成三十年度中の可能 求められている。 度までを目途に検討し、 営の な改革の検討を推進することとしている。 者制 改革プランに基づき、 する地方公共団体において策定した新 を策定するよう求められている。 病院事業においては、 . Г 効率化等の取組を行うことで、 度 個別事業ごとの広域化等の ク化、 水道事業では広域連携に関する )導入を含む経営形態の見直 また、 独立行政法人化や指定管 できる限り平成三十 地域医療構想の 下水道事業にお その結果の 「新公立 能な限り 病院事業を設 そのう 病院改 卓 [体が計 公表 推 再 抜 編

### 公営企業における更なる経営改革の推進(平成26年度以降)

### 公営企業の現状及びこれからの課題

- 事業全体の約1割(10.5%)が赤字事業(平成28年度決算)
- 施設等に係る更新投資が十分でなく、老朽化施設の割合が多い事業が存在
- 人口減少等に伴う料金収入の減少
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを 確保することが困難となる懸念

### 各公営企業に求められる対応

- 担い手や事業規模など現在の経営形態そのものの見直し 更なる効率化 経営健全化
- 民間の技術・ノウハウの活用

- 投資規模と財源確保の中長期的な試算 0
- 経営指標(データ)に基づくマネジメント
- 0 Ō 投資コスト比較や原価計算のより的確な実施

〇 こうした現状、課題や危機意識の地域での共有 更なる経営改革

の推進 経営戦略の策定・公表・実行 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより。
 経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上 公営企業が行っている事業の意義、必要性等を検証し、 投資・財政計画(基本10年以上)の策定 民間活用 広域化等 新技術、ICTの

民間活用

公営企業の「見える化」

事業廃止. 広域化等 民営化 民間譲渡

以下の方向性について検討

抜本的な改革の検討

・抜本的な改革や経営戦略に、より的確に取り組むため、経営・資産等を正確に把握、各種経営指標を活用 公営企業会計の適用拡大 経営比較分析表の作成・公表

また特性に合っているのか等とい れた実際の取組の中 民間譲渡、 総務省では全国の が事業ごとに整理され 広域化等及び民間活 公営企業にお から、 「事業 う

ている。

また、 組

いて取り

ま

ような

「改革の方向性」

されるか、

# 経営戦略につい

改革の検討

を

J積極的に進めていくことが求めら

れている。

するとともに、

優良事例集を活用し、

抜本的:

の報告書における

「改革の方向性」

に

留

組織体制の整備

## 経営戦略の策定

営戦略」 うよう、 が自らの経営等について的 に取り組み、 総務省は留意事項通知 中長期的な経営の基本計画である 中長期的な視野に基づく の策定を要請している。 徹底した効率化、 にお 確な現状把握を行っ 1) 経営健全化を行 て 計画的な経 各公営企業

全ての事業において、 ついて、 年度までに一〇〇%とすることとされ と財政マネジメントの向上を図る。」こととさ 三十日閣議決定) 第三章) と改革の基本方針二〇一五 成二十七年十二月二十四日経済財政諮問会議決 また、「経済・財政再生計画」 「経営戦略の策定等を通じ、 を策定することが求められている。 では、「経営戦略の策定率」 地方財政をめぐる厳し 「経済·財政再生計画改革工程表」 この期限までに では、 (平成二十七年六月 (経済財政 を平成三十二 経営基盤強化 い状況を 公営企 てお 経営戦 運 ij 伞

# 経営戦略の基本的な考え方

に 年以上の中長期 わたって安定的に事業を継続 経 営戦略」 については、 的 は計画期間を基本として 各公営企業が してい くため 将

収 画 計 財 施 生じる場 本 箵 で 源 設 画 の となる。 の は  $\mathcal{O}$ 合理 整合 **見通** 収 を 物合に 策 備 支 定す 性 鈞 化 関 を 等 お 衡 を Ś 試 1) 検 が ð 方 証 Ż ょ 7 求 算 لح 投資、 Ŋ は U め 料 た 5 た収支計 金 に結果、 料 してい れ 水準 投 れ 金 る 資以外 を 水準 が、 0 薢 収 る。 画 大 消  $\hat{\mathcal{O}}$ 支ギャ 将来 幅 (投資 0 す 適 この な引上 経 る 正 0災収支 費及 化 ッ こと 支 財 及 出 が び が 政

> 5 サ

料

金

収

入

を

も

つ

7

経

営 等に

を

行

う

独

立

Ì  $\bigcirc$ 

ビスを提供

する主体で

あ

IJ

等 U

か

制

を

基

本と

7

1)

ること

鑑

み

経営

全

化

に

向

け

た 取

議

論 巻く

 $\mathcal{O}$ 

契

機

لح

す

る

して

いくことが

必要であ

ま

た

公

営

企

業

が

住民

生活

に

密 住民

着

た

事 ŧ 健

業環境

今

ブ後の

収支計画

F

経 環

営 境

健

全化

0 0

公営

企

業

を

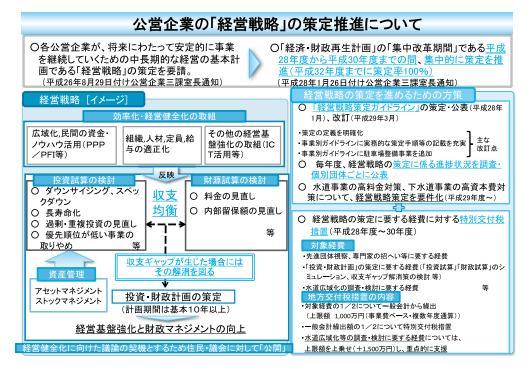
ľ)

紸

営

将 た

来 め



Ξ

経

営戦略の

とが 全化 支ギ

必要であ

の t が

取 ツ 求

組

内  $\bigcirc$  取

組 経 適 さ Ţ わ

め 略

営

戦

用 な 略 た に 場 等  $\emptyset$ 進  $\mathcal{O}$ 直 経 た を ことをもって終わり 合等に 度  $\mathcal{O}$ 0 策 取 測 乖 働 捗 営 定後に 見直 ) 財源 組等に 管理を行うととも 戦 方法 離 に当 新 か 略は、 た せることが を お や収支ギ 検証するだけ たっては、 しを行 な経営健全化 確 についても L١ 保 おいて広域 では、 計画 に係る取 とし ヤ 必 そ 収 Ρ だは 検 ツ 葽 Ĵ 化 証 では 支 で D 7  $\mathcal{O}$ 組 ゃ ľ 内 が 料  $\bigcirc$ 計 あ С な 単 等 金見 なく、 容 貝 せ 解 画 る。 に Α を 体 経 + 5 策 民 消 追 化 直 間 営 実 特 五 毎 定 ٦ 将 向 加

ことに られ を策 解 !容を検 実 1, 行 消 定 7 公営 Ų に 1) 1) 向 収支 討 公 る 裠 経 け 企 営健 た 上 とを を均 た具 業 に 体的 変さ C 踏 全化 つ まえれ 策定する 1) 記な経 せる に て 向 ば 早 け

### 公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会 計基準と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を実現することが必要。

### 公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点) 【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の 団体の割合(※)

- 下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6% ((参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%)
  - ※下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長涌知で 要請している公共下水道及び流域下水道に限る

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」 及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%

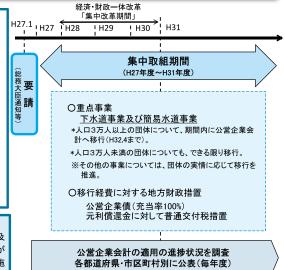
#### 【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の

事業 24.8%、簡易水道事業 42.0% 
H28.41時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9% ) 下水道事業

### 【公営企業会計適用の推進】

上記取組状況調査の結果を踏まえ、下水道事業及 び簡易水道事業の取組が遅れている団体(33団体)が 存在する都道府県に対して個別にヒアリングを実施 (H29.10)するなど、公営企業会計の取組を推進。



れば収 交が 般会 均 計 等 衡 か 5 な の 1) 繰 場 3合等 入金を の 取 更 組 第 等を

増

せ

る 安

は 加

当で

は

な

を

行

なけ

お

L١

易

## 兀 公営企業の

### 公営企業会計の 適用 拡大

|検討| (なる経営改革 لح 経営戦 Ò 略 両 輪 の 影となる 策定 公表· 抜 本 実行」 的 な改

 $\mathcal{O}$ 革

容を公表することが 必要であ ર્ટે ઢુ

踏

まえた将来見

通

U

等

Ď 経営

戦

略

 $\mathcal{O}$ 

内

本データ

(普及率)

料金等)

を表

また、

上下水道事業の経営の

経営比較分析表は、

各公営企業の

全性·

効率性及び老朽化の状況を

握することが重要であり、 取組を支える基盤整備として、 よる中長期の見通しや、 いては、 が推進されている。 公営企業の財政状態や経営成績を把 抜本的な改革の検討に それを的確 経営戦略の策定に 「公営企業の

計へ移行、 の事業については、 体については、 組むこととし、人口三万人以上の団 推 表を作成することが必要である。 じて移行することが求められている。 ついても、 貸借対照表や損益計算書等の財務諸 るためには、 二十七日付け総務大臣通知) 易水道事業を重点事業として取 取組期間として、下水道事業及び 進について」 省では、 平成二十七年度から五年間を集 人口三万人未満の団 できる限り移行、 「公営企業会計の適用 公営企業会計を適用し 期間内に公営企業会 (平成二十七年一月 団体の実情に応 その他 等によ 体に 総  $\bigcirc$ 

経営比較分析表を活用した「見える化」 の推進

### 経営状況及び経営体制の「見える化」の推進

算から新たに作成・公表している取

ごである。

分析で構成され、

平成二十六年度決

の状況を表す主要な経営指標とその

経営比較分析表は、

経営及び施設

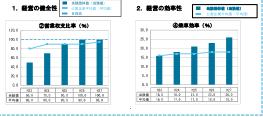
経営比較分析表の作成・

公表

- 上水道及び下水道事業の「経営比較分析表」(平成27年度決算分)を公表(29年2月~)。
- 「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」(29年3月)を踏まえ、交通事業(バス事業)及び電気事業の 「経営比較分析表」を新たに作成し、公表(29年9月~)。

<例>バス事業の「経営比較分析表」(イメージ)

業務名	業種名	事業名	資金不足比率(%)
法適用	交通事業	自動車運送事業	-
営業路線(km)	年間走行キロ(千km)	在籍車両数(両)	職員数(人)
400.0	17, 000	500	500
管理の委託割合(%)	民間事業者の有無	地域公共交通網形成計画策定の有額	
50.0	有	無	



今後、「経営比較分析表」の作成・公表の対象事業を拡大していくとともに、管理者の設置の有無等について「経営 比較分析表」の基本情報の掲載項目とするなど、経営状況及び経営体制の「見える化」を更に推進。

### <参考>決算年度別の対象事業

平成26年度決算	水道事業、下水道事業
平成27年度決算	水道事業、下水道事業、交通(バス)事業、電気事業
平成28年度決算	水道事業、下水道事業、交通(バス)事業、電気事業

各公営企業が現状やその背景等について分析 フ・ 示す十一 たコメントを掲載することにしている。 これにより、 表を用いて分かりやすく表示し、 指標の経年変化・類似団体比較をグラ 各公営企業においては、 さらに 当該企

れる他、 営戦 業の経年変化や類似団体との比較、 題を的確かつ簡明に把握することが可能となる える化」 に活用することで、 を組み合わせた分析を行い、 ことや、 略 の進展が期待される。 中長期的な経営の基本計画である 議会や住民に対する経営状況の説明等 の策定を進める上で有益な情報が得ら 公営企業の経営状況の 経営の現状及び課 複数の指標 「 経 見

### 第五 お わ り 12

求められており、 業が平成三十二年度までの策定を求められて 経営基盤の強化に向けた取組を期待する。 経営戦略策定ガイドライン等を積極的に活用 ることに留意するとともに、総務省が用意する なり得ると考えられる。 金収入の減少等により、 杓化に伴う更新期の到来や人口減少等に伴う料 公営企業を取り巻く環境は保有する資産の 経営戦略の策定はこの一 各公営企業は全ての事 経営健全化への取組 助

と考えられる。 要性につい れているところであり、 当該団体についても積極的な移行が必要であ ように企業会計を行っていることを鑑みると ではなく、 水道事業では「公営企業会計の導入」 経営基盤強化のための公営企業会計の意義・必 「できる限り移行」とされている。 人口三万人以上の下水道事業及び また小規模な民間中小企業が当 ては団体の大小によって変わるもの 人口三万人未満にお が求めら しかし 簡易



### 地方公共団体財政健全化法に基づく 健全化判断比率等について

住 友 広 市町村課主事(企画財政担当)

平

の基準以上となる場合、 村の状況について解説していく。 についても、各比率について客観的な分析を行 また、一定の基準を超えなかった地方公共団体 健全化法では、 財政健全化計画等の策定を義務づけている。 平成二十九年度決算における、 安定した財政運営に努めることが求められ 健全化法の概要を説明するととも 地方公共団体の各比率が一定 財政の悪化を防ぐため 県内各市町

# 健全化法の概要

②財政再建団体の基準しかなく やすい財政情報の開示等が不十分であること 設けられていた。 は地方財政再建促進特別措置法による赤字の地 企業法による赤字企業に対する財政再建制度が 方公共団体に対する財政再建制度と、 地方公共団体の財政再建制度につい しかし旧制度では、 早期是正機能 地方公営 ①わかり て

> が指摘されていた。 題があっても対象とならないこと 標のみで、 財政の全体像を明らかにすることをねらいとし 足比率の導入 入 ④公営企業について早期是正のため資金不 ②財政の再生段階に至る前の早期健全化段階の 備された健全化法では、これらの問題点を踏 に関しても早期是正機能がないこと に関する情報開示を徹底するとともに、 一的な指標を用いることで、 ①財政指標の整備と情報開示の義務づけ ③ストック指標である将来負担比率の導 ストック ③普通会計を中心とした収支の指 等が行われることとなり、 そこで新たな制度として整 (負債等) 地方公共団体の の財政状況に課 等の課

である。 地方公共団体は毎年度、 関する法律」(平成十九年法律第九四号。以下「健 迅速な対応を取ることを目的としている。 の財政状況を統一的な指標で明らかにすること 金不足比率を算定し、 全化法」 という。) が全面施行されたことに伴い 一十一年度に「地方公共団体の財政の健全化に 財政の早期健全化や再生が必要な場合に 方財政の健全化については、 公表を行っているところ 健全化判断比率及び資 地方公共団体

# 健全化判断比率等について

3

財政指標を指す。 化や再生の必要性を判断するための次の四つの 健全化判断比率とは、 の手法として、健全化判断比率が用いられる。 を統一的な指標で明らかにし、 地方公共団体の財政状況を客観的に表すため 地方公共団体の財政状況 財政の早期健全

## ①実質赤字比率

標となっている。 般会計等の赤字の程度を指標化したものである。 赤字額の標準財政規模に対する比率であり、 主に財政運営の健全性を測るための基礎的な指 地方公共団体の一般会計等を対象とした実質 はじめに

実施されている反復・継続的な短期貸付金につ

いても将来負担比率に算入することとされたた

地方公共団体の実質的な財政負担の状況

年度決算より、

第三セクター等との間において

合いを示す指標ともいえる。

なお、平成二十八

の負担が、

将来的に財政を圧迫する可能性の度

の残高を指標化したものである。

地方公共団体

来支払っていく可能性のある負担等の現時点で

模に対する比率で、一般会計等の借入金や、

## ②連結実質赤字比率

運営上の課題を把握しようとするものである。 団体全体としての赤字の程度を指標化し、 の標準財政規模に対する比率である。 会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額 公営企業会計を含む、 般会計のほか、下水道事業や病院事業等の 地方公共団体のすべての 地方公共 財政

## ③実質公債費比率

平均が一八%以上である地方公共団体につい となっている。実質公債費比率の過去三か年 大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すも 比率で、地方債の返済額及びこれに準じる額 還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する 大臣等の許可が必要となる。 地方公共団体の一般会計等が負担する元利償 地方財政法に基づき、 地方債の発行に総務

#### 【資料1】総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index2.html)

に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等

将来負担すべき実質的な負債の標準財政

地方公社や損失補償を行っている出資法人等

④将来負担比率

ることで、 経営状態の悪化の度合いを示すもの

規模である料金収入の規模と比較して指標化・ との資金の不足額の事業の規模に対する比率で 存在する。 公営企業の経営状況を判断する資金不足比率が 公営企業の資金不足を 資金不足比率とは、 公営企業の事業 公営企業会計ご

健全化法では健全化判断比率のほかに、

健全化判断比率等の対象について (地方公共団体財政健全化法) (旧制度) 実質赤字比率 **実質赤字比率** 般会計 般会計 連結実質赤字比率 等 地方公共団体 **実質公債費比率** 将来負担比率 特別会計 公営事業 資金不足比率 うち 会計 不良債務 公営企業 ※公営企業会計 ※公営企業会計 ごとに算定 ごとに算定 部事務組合 広域連合 地方公社・第三セクター等

である。

より反映したものとなっている。

営事業会計」とは、 学又は公立の大学の医学部若しくは歯学部に附 高齢者医療事業、 害共済事業、 となる会計は 健全化法において、 国民健康保険事業、 介護サービス事業、 公営競技に関する事業、 ( 資料 1 農業共済事業、 特別会計のうち、 健全化判断比率等の のとおりである。「公 駐車場事業、 介護保険事業、 老人保健医療 公立の大 公営企業 交通災 対象

当該健全化判断比率を公表した年度 早期健全化基準以上である場合には の末日までに財政健全化計画を定め 委員の審査に付した上で議会に報告 とで、 社及び第三セクターも対象範囲に含 その他にも一部事務組合等、 会計を除いた特別会計のことをいう。 公共団体の一般会計及び前述の特別 であり、「一般会計等」とは、 路事業の実施に伴う収入をもって当 属する病院に関する事業及び有料道 な改善努力による財政健全化が促さ なければならず、 決算に基づく健全化判断比率を監査 を浮き彫りにするものとなっている。 該事業に要する費用を賄うべき事業 際、 地方公共団体は毎年度、 実質的な負債を明らかにするこ 公表することとなっている。 地方公共団体の財政の全体像 健全化判断比率のいずれかが これにより自主的 前年度の 地方公 地方 そ

れることとなる。

また、

再生判断

 $\mathcal{O}$ 

末日 場合には、

までに財政再生計画を定めなければなら

等の

この段階になると、

る

当 l1

該再 ずれ 率、

生判

断比率を公表し

た年度 人上であ 実質

(費比率)

の

かが財政再生基準以

率

(実質赤字比

連

結実質赤字比

公

予算の・

変更等必要な措置を勧告することとなっ

ている。

財政の早期

健全化及び再生基準につ

なり、

財政

の再生に向け

地方債の起債の制限

か

国等が関与することと

ては

**資料**2

のとおりである。

【資料2】総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index4.html)

#### 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ 財政悪化 早期健全化基準 財政再生基準 (財政の早期健全化・再生) 早期健全化段階 再生段階 ①実質赤字比率 11.25~15% (3.75%) 20% (5%) 40% (25%) ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 35% (35%) ④将来負担比率 350% (400%) ( )外は市町村、( ) 都道府県の基準である。 実質赤字比率 ᠐ 財政健全化団体の計画目標 財政健全化団体 2~4 ・②~④は早期健全化基準 を下回るこ O 財政再生団体の計画目標 財政再生団体 2~4 ①は均衡する(0%)こと ②~④は早期健全化基準 (参考)旧再建法 準用再建団体 ※旧再建法においては、再建団体は、実質収支が均衡することが求められる (公営企業の経営健全化) 経営健全化基準 公営企業 ⑤資金不足比率 (5) 計画目標 経営健全化団体 ⑤は経営健全化基準を下回るこ

### 【資料3】

平成29年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等(速報)について 亚代20年0月27日田左 /光/六・0/ /

		-	<u> </u>	現在 (単位:%)
使全化判断比率 市町村名	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
徳島市	- (-)	- (-)	6.6 (6.5)	79.1 (74.2)
鳴門市	- (-)	- (-)	15.3 (15.7)	122.5 (115.8)
小松島市	- (-)	- (-)	11.8 (11.4)	99.9 (89.6)
阿南市	- (-)	- (-)	5.2 (5.1)	
吉野川市	- (-)	- (-)	9.8 (9.7)	34.4 (42.3)
阿 波 市	- (-)	- (-)	7.0 (6.2)	
美馬市	- (-)	- (-)	10.3 (9.2)	52.5 (61.0)
三 好 市	- (-)	- (-)	6.8 (6.5)	
勝浦町	- (-)	- (-)	4.2 (3.9)	
上勝町	- (-)	- (-)	4.5 (4.4)	
佐那河内村	- (-)	- (-)	1.2 (4.4)	
石 井 町	- (-)	- (-)	4.9 (5.5)	
神 山 町	- (-)	- (-)	2.3 (2.6)	
那賀町	- (-)	- (-)	6.9 (6.6)	
牟 岐 町	- (-)	- (-)	7.1 (6.5)	64.2 (72.5)
美 波 町	- (-)	- (-)	4.7 (5.1)	
海陽町	- (-)	- (-)	1.2 (1.8)	
松 茂 町	- (-)	- (-)	-2.5 (-1.1)	
北島町	- (-)	- (-)	4.9 (4.2)	
藍住町	- (-)	- (-)	4.4 (4.3)	
板 野 町	- (-)	- (-)	9.5 (10.6)	
上板町	- (-)	- (-)	7.0 (7.0)	
つるぎ町	- (-)	- (-)	8.6 (8.3)	24.6 (23.7)
東みよし町	- (-)	- (-)	5.2 (6.0)	
市平均			9.1 (8.8)	48.6 (47.9)
町村平均			4.6 (5.0)	5.6 (6.0)
市町村平均(単純)			6.1 (6.3)	19.9 (20.0)
市町村平均(加重)			7.2 (7.1)	2.0 (3.7)

各指標において、比率がない場合は「一」と記入している。

) 内の数値は、昨年度の比率である。

3 市平均、町村平均は、単純平均を用いている。

## 4 県内市町村の状況につい 7

るところである。 て公表された。 料3 成 概要が、 一十九年度決算に基づく健全化判断比率 の内容で速報として公表を行って 総務省より九月二十 県内市町 村の状況につい 七日 に速報と

あ 全国で見ると、 全化基準以上である団 は そのうち財政再生基準以上の 団体となっている 健全化判断比率が早 体は 寸 体で

内においては、 健全化 判断 |比率が早期健全 ては、

額

連

化基準以上となった市町村は存在しなか つ 期

てい

率は 比率につい が 内市 存 \_ 在 一町村の各比率を見ていくと、 ぜず、 と表記されている。 ては、 資料3 実質赤字額 にお が生じている市 1) 7 実質赤字 実質赤字 町

において連結実質赤字比率は が生じている市町村が存在せ 結実質赤字比率についても、 ず、 連 と表記され 結実質赤字 資 料3

実質公債費比率につい な 僅 お かではあるが〇 ており、 地方債の発行に許可 ては、 平成二十 県 次内市 六年 町 术 村 イン 度 苸 均 決

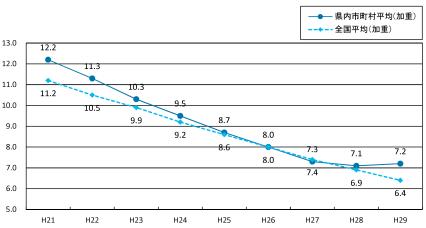
算と比

値

必要となる実質公債費比率が一八%以上である -悪化している。 は七・二%となっ 較すると、

【資料4】

### 実質公債費比率(県内市町村平均)の推移



料5 平均値は低い水準を維持し続けている。 び県内市町村ともに改善傾向にあり、 の積立による基金残高の増加が挙げられる。 町村における将来負担比率の改善の主な要因と 九年度までの間、 地方債残高の減少や将来を見据えた基金 のとおり、 健全化法における公営企業会計ごとの 平成二十一年度以降、 全国平均値よりも県内市町 平成二十 県内市

規模の減少が挙げられる

将来負担比率については、

県内市町村平均

値

要因として、

普通交付税の減少による標準財

度以降、

全国及び徳島県ともに改善傾向にあ

なかった。

(資料4)

のとおり、

平成二十

年

と比較すると、一・七ポイント改善している。【資 が二・〇%となっており、平成二十八年度決算

準以上の会計はなく、

資金不足が生じた会計

県内で経営健全化基

資金不足比率については、

なかった。

団体について、

県内で該当する市町村は存在

年度より改善しており、

県内市町村の実質公債

全国平均値が前

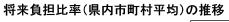
しかし平成二十九年度は、

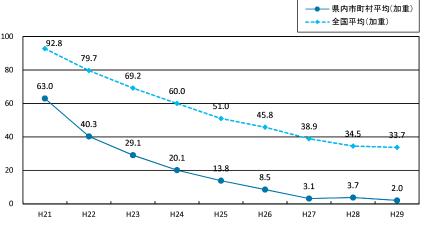
費比率は全国よりも高い水準となっている。

県

内市町村における実質公債費比率の悪化の主な

【資料5】





5

## おわりに

やすく説明し、 することにより、 等について、 運営に努めるとともに、 を行うことが必要となる。 政状況等の実態を把握し、 然のことであるが、 今後も厳しい財政状況に直面することが見込ま 震等の災害に備えた公共施設の老朽化対策など、 社会保障関係費の増大、また南海トラフ巨大地 減に伴い普通交付税が年々減少していることや. である。各市町村においては、合併算定替の縮 地方公共団体の財政は、その時々の事象が影響 着実に実を結んでいるといえる。 てみると改善傾向にあり、 担比率については健全化法の全面施行以降を見 債費比率は僅かながら悪化したものの、 いくことが重要である。 された財政上の問題点や改善策を住民にわかり 長期的な視点に立って財政運営を行うことは当 全化団体に該当する市町村は存在せず、 平成二十九年度決算における健全化判断 こうした状況の中で、 健全化法の趣旨に則 県内では財政再生団体及び財政 今後の行政施策に理解を求めて 短期間で容易に変化するもの 各市町村における収支や財 直面する行政課題の解 各市町村においては 財政健全化の取組が 様々な角度から分析 また分析から導き出 基金の積立等、 しかしながら た健全な財政 将来負 実質公 中

決に積極的に取り組まれることを期待したい。



### 離島振興について

南部総合県民局地域創生部主事(地域振興担当)

振興対策実施地域に指定されている。

牟岐町出羽島が昭和三十四年に離島

本県の離島については、

阿南市伊島が昭和三

中 和  $\blacksquare$ 

生活環境の整備等が他の地域と比較して低位で

その基礎的条件の改善や産業振興に関す

「離島振興対策実施地域」とは、

産業基盤や

はじめに

彦

## 離島の概況

### 2 伊島 (阿南市)

1

除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されて 立小型離島である 万約六キロメートルの紀伊水道上に位置する孤 伊島は、四国の最東端阿南市蒲生田岬から東 面積は一・五八平方キロメートル、 集落地を

間の狭い水道に面した二ヘクタールほどの平地 耕地はほとんどない。 の約七五%の一一八ヘクタールを林野が占め に集落が密集している。 地形は全島砂岩からなり、 島の西側にある前島との 山がちで、 島面積

気候は温暖であるが、

冬季に北西の季節風が

強いため高波となり、 航路欠航の原因となって

平成十七年からの五年間での一一人 (約六%) の減少から比較すると減少率は少なくなって 成二十二年調査時点の一六七人から五年間で 十七年調査時点で人口は一六五人であり、 は二人(約一・二%)の減少となっているが. 国勢調査による人口推移をみると、平成二 11/

「カベヘラ」紀伊水道が一望できる絶景の断崖



地域の事をいう。

(離島振興法第一条・第二条

交通大臣・総務大臣・農林水産大臣が指定した ることが必要と認められる離島の地域で、国+ る対策など、離島振興のための特別措置を講ず

本土との交通は、 また、高齢者比率は三七%に達し、 伊島・答島航路のみであり

伊島漁港と本土答島の間一五・四キロメートル を旅客船「みしま」(平成十五年建造軽合金船 約三〇分で郵便船を兼ねて運航し、 七千人を輸送している。 一九トン、定員四八名。)が一日三往復、 年間約一万 片道

### (2) 出羽島 (牟岐町

の太平洋上に位置する外海・本土近接型離島 を除く全域が室戸阿南海岸国定公園に指定さ 出羽島は、牟岐川河口の南約四キロメートル 面積〇・六五平方キロメートル、 集落地



(全景 北東より) 出羽島

形成している。うち約三・七ヘクタールの集落 港周辺の平地に人家が馬蹄形に密集して集落を 程度である。 ほとんどなく、家庭菜園として利用されている 約五〇ヘクタールを林野が占めており、 島の北部、 本土に面して出羽島漁港があり、

漁港施設の整備、

水産資源の培養のための漁礁

の設置を行うなど、離島地域の振興、活性化の

ための事業を県や市町が積極的に行ってきた。

こうした結果、

両島における社会基盤整備は

島の主要産業である水産業の振興を目的として、

に指定されて以来、産業の振興に関しては、

両

伊島・出羽島が、「離島振興対策実施地域」

おろか降霜さえほとんど見ることがない。 気候は極めて温暖で、冬季においても積雪は

三・四%) 減少し、さらに平成十七年からの五 態となっている。 者比率約七九%、年少人口〇人と憂慮すべき状 減少に歯止めがきかない状況である上に、 年間でも二七人(約二二・三%) 減少と、人口 二年調査時点の九四人から五年で二二人(約1 七年調査時点で人口は七二人であり、平成二十 国勢調査による人口推移をみると、平成二十

いる。 を旅客船「大生丸」(平成三十年建造FRP船 一五分で運行し、年間約二万五千人を輸送して 九トン、定員七〇名。)が一日六往復、 本土との定期航路は、牟岐・出羽島航路があ 出羽島漁港と牟岐漁港の間四キロメートル 片道

地形は台形状をなし、 島の面積の約七七%、 耕地は

建造物群保存地区に選定されている。 が平成二十九年二月二十三日に国の重要伝統的

伴い、地域社会の活力低下が懸念される事態と 獲高の減少、魚価の低迷と後継者不足の問題が なっている。 深刻化しており、急速な少子・高齢化の進行に また、主要産業である水産業については、漁 活基盤は十分ではない。

挙げてきたものの、依然として医療施設等の生 着実に進み、基礎的条件の改善は一定の成果を

増大し、離島住民の重要な移動手段である航路 少子・高齢化に伴う人口減少等による輸送人員 維持が困難となっている。 の減少により、離島航路事業者の欠損額が年々 える唯一の交通手段であり、本土よりも深刻な なかでも両島にとって、航路は日常生活を支

費の補助について紹介する。 可欠な離島航路を維持するための離島航路運営 における移動や生活必需品等の輸送のために不 次に、離島に暮らす住民にとって、 日常生活

## 離島の課題

3

47 2018.12 AWA no JICHI No.93

近

年 0

人口減

|少等を主な原因とする利用者

 $\mathcal{O}$ 

4

地

域公共交通

確保維持

あ

島航路運営費等補助

### 【資料1】

### 地域公共交通確保維持事業(離島航路運営費等補助)

国土交通省

離島航路は、離島に暮らす住民にとって、日常生活における移動や生活必需品等の輸送のために不可欠の交 通手段であり、その確保・維持に係る地域の取組みを支援

### 補助対象航路の主な基準 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実 施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、

- 以下のいずれかに該当すること イ)他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不 便となること。
- ロ) 同一離島に複数航路が存在する場合、同一離島について起点 港を異にし、終点が同一市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。 関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を 輸送していること
- 航路経営により生じる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められ

### 引き下げ幅 実際の運賃 協議 離 島航路運賃 地 会決定運賃

航路運賃と協議会決 定運賃との差額の最 大1/2を補助 (自治体・離島航路事業者) 航路運賃と協議会決定運 賃との差額の国負担 分を

### 離島住民運賃割引補助

離島航路運営費等補助

■補助対象経費の算出は効率的な運営を行った際の標準収支見込

### 制度概要

制度概要

■補助対象は唯一かつ赤字の航路

により求める標準化方式を採用

■欠捐見込額全体に対する補助充足率は1/2

※補助対象航路 119航路109事業者(H26年度)

■補助対象期間は10月から9月の1年間

■事前算定方式による内定制度

- 当該地域の地方バス等の運賃水準までを引き下げ限度幅とし、 地域(自治体等)による負担等を勘案して、協議会において 運賃水準を決定
- •運営費補助の中で、協議会で決定された運賃引き下げ額の1/2 を含め、国が補助

(予算の範囲

内

1.1

除いた部分を補助

3 成 〇九事業者 + 唯

補助 十月 補 助 対象期 対象経費及び補 から九月の 間 年 曺 助 率

4

維 会が策定し て算定した 離 一分の おけ 持計 島航路確 る欠損額 画 の に 補助 た離 保維 収 相 支見込計 当 対象経 持改善 を基準 島航路 す . る 協 算

ては 島航路運 助 資料 対象 航路 1 営費等 流れ の  $\mathcal{O}$ とおり 主 補助 な基準に 金の 申 つ 請

から交付までの

(平成三十

少により、 住民の足 な役割を担っているため、 経営は厳し 生活物資の輸送手段とし 伊島及び出羽島に 路 航路の維持を図っている 公共交通確保 い状況となってい 運 |営費等補助 維 持 玉 お を 事業 るも の l1 活用 補 7 て非常 ·航路事 助 の 離 金 Q 7 島 地 離 離 業 航

制度概要

5

徳

島県

離島航路支援

費補助

金

1

事業実施主

体

### 制度概要

1 事業実 施主 体

補 離 助 島 対 航 路事 象 業 者

3

補助対象期

間

町

村

が補

助

す

る唯

か

つ赤字の

航

路

[補助金を受けようとする会計

年

2

補助

対象

島

i 航路事業者

2

かつ 赤 字 Ō 航路 軍

0

前年

度の九月三十日を末日とする

年 度

六年 度 航

4 間

補助 対 家経: 費及 V. 補 助

る場合におけ 既を控除. 損失 分の一以内 助 額 対 象期間内における 実質欠損額 た ざる当 額 に 対 該 補 助 市 か 淧 要する経 町 5 航 村が 路 玉 事 業 補 庫 費 助 補 者 す 助  $\mathcal{O}$ 

額

### お わ b

6

が進 島 齢  $\mathcal{O}$ 路 化 る。 額 国 住民 まない  $\mathcal{O}$ ŧ 維  $\emptyset$ 県 進む中で、 )助成 が安 持だけでなく、 及び市町が共 か Ĺ کے を行 心 両 島 島とも の 安 輸 1) 全に 人口 送 同 人員数 航 「 も 航 暮ら 医 人口 路の 療 て が 年 路 ð  $\mathcal{O}$ も減 維 航 た 確 0 持 輸送 保を 災 傾 め 々減 路 に努めてき 0 事 ) 基盤 人員 向に 始 夢 業  $\hat{b}$ Į 者 数 整 あ  $\mathcal{O}$ 離 る。 備 高 7

年 度 は 資 料2 のとお

いる。 今後ますます減少する可能性が高い。 全や環境教育を行う場、 ıŠ١ 与える個性豊かな地域である。近年の自然との くれる生活環境、 定的に供給する拠点として重要な役割を担っ る地域資源に恵まれ、 自然景観、 園に指定され、 れ 本県の離島は、 余暇活動の場として、 あい を求める志向の高まりと合致する保 時がゆったりと流れる感覚にさせて 豊かな海洋資源、 古 いずれも室戸阿南海岸国定公 有の歴史・文化など魅力 訪れる人々にやすらぎを 本土へ新鮮な食料を また、 変化に富んだ 自然環境の 7

【資料2】 平成31年度 離島航路運営費等補助金の申請から交付までの流れ

間の交流を促進し、

居住する者のない離島の 減少を防止することがで

生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、

活用すれば離島の自立的発展を促進し、

島民 など、

0

地

域

交付金」や

「離島航路構造改革補助金」

ついてしか紹介できなかったが、

「離島活性

汇 に

また、

本稿では

「離島航路の運営費補助」

加及び人口の著し

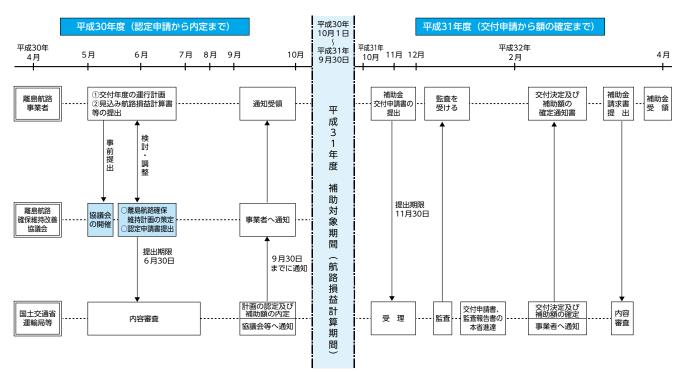
(1

き

るメニューが存在するため、

今後の活用を検

していきたい。



### こちら編集部

降る雪や 明治は遠く なりにけり

俳人、中村草田男による昭和6年の作。物の本によると、「雪が降る中、久しぶりに 母校の小学校に行ったところ、母校は昔のままで変わっていない。当時は、着物で あったが、小学校からは、洋服を着た子供達が出てきた。歳月の流れを感じさせられ ると共に、明治の良き時代は遠くなってしまった。」ということを詠んだ句らしい。

我が国には、明治・大正・昭和・平成というように元号があるので、それを一つの時代区分として捉えやすい。折しも、4月30日には、天皇陛下の御退位が、翌5月1日には皇太子殿下の御即位が予定されており、平成の次の元号は何になるのか、多くの人が関心を寄せている。

元号は、四書五経等の漢籍古典の中から選ばれてきたそうだが、「平成」の元号が決まるときに、Sから始まるものは昭和と重なるため除外されたことから、M・T・S・Hで始まる元号は可能性が低いと言われている。システムのことを考慮してのことだと思うが、昭和から平成に変わった頃と比べて、パソコンの普及率は飛躍的に伸び、システムへの依存度も社会全体で大きくなっている。AIの登場で、今後、何がどこまで可能になるのか想像すらできないくらいだ。

この原稿もパソコンで打っているが、自信のない漢字を辞書で確認しながらペンで書いていた頃が懐かしくもある。「降る雪や 昭和は遠く なりにけり」か。



ようやく気温が下がり、冬らしい雰囲気になってまいりましたが、皆さんのお宅では何で暖をとっていますか? 我が家では、ストーブと猫が大活躍中です。

我が愛猫は右利きのようで、私の膝の上で右手を前にして丸くなります。猫、右手と言えば、招き猫。右手を上げている招き猫は金運を招くと言います。我が家の猫が運を招き入れると信じて、宝くじの結果を期待している今日この頃です。



### 阿波の自治より募集のお知らせ

写真

あなたの自慢の写真を『阿波の自治』に掲載 します。徳島県内の景勝、史跡等、徳島に関 するものならテーマは問いません。



『阿波の自治』の読者の皆さんに紹介したい情報はありませんか?あなたのとっておきのニュースをお待ちしております。

原稿

まちおこしや、むらおこしに関するあなた の体験を手記や論文にまとめてみませんか?

ご意見

「こんな特集を組んで欲しい!」「こんな情報を知りたい!」「こんな記事にもの申す!」など『阿波の自治』へのご意見、ご要望もお寄せください。

詳しくは編集部までお問い合わせください。

### 阿波の自治 vol.93

平 成 30 年 12 月 発行

編集·発行 (公財) 徳島県市町村振興協会

〒770-0847 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館内 4階 TEL (088) 652-1721 FAX (088) 655-0128

編集担当 E-mail:shinkoukyokai@comet.ocn.ne.jp

印 刷 グランド印刷株式会社

みなさ~ん 宝くじは徳島県内で 買ってね。



阿波踊りクーちゃん

### 宝くじのイメージキャラクター「クーちゃん」です。

なぜ県内で買って欲しいのかって?それは、徳島県内で売られた宝 くじの収益金は、徳島県の収入になるからだよ。そうしたお金が道 路や橋、学校、公園の整備など県内の公共事業に使われているから さ。みんなの豊かな生活のためにたいへん役立っているのです。